

参議院法務・地方行政・労働連合委員会会議録第一号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)午
前十時四十五分開会

出席者は左の通り。

法務委員

委員長

委員氏名

委員 小野 義夫君

委員 伊藤 修君

委員 一松 定吉君

委員 加藤 武徳君

委員 左藤 義詮君

委員 玉柳 實君

委員 長谷山行毅君

委員 岡部 常君

委員 内村 清次君

委員 片岡 文重君

委員 羽仁 五郎君

委員 義齊君

委員 地方行政委員

委員長 西郷吉之助君

委員 末治君

委員 岩田 忠基君

委員 高橋進太郎君

委員 岡本 愛祐君

委員 若木 勝蔵君

委員 吉川末次郎君

委員 岩男 仁蔵君

委員 労働委員

委員長 中村 正雄君

委員 理事 安井 謙君

委員 理事 村尾 重雄君

委員 上原 正吉君

委員 九鬼紋十郎君

委員 高橋龍太郎君

委員 菊川 孝夫君

委員 堀内 辰郎君

委員 堀 眞琴君

委員 小野 義夫君

委員 伊藤 修君

委員 一松 定吉君

委員 加藤 武徳君

委員 左藤 義詮君

委員 玉柳 實君

委員 長谷山行毅君

委員 岡部 常君

委員 内村 清次君

委員 片岡 文重君

委員 羽仁 五郎君

委員 義齊君

委員 地方行政委員

委員長 西郷吉之助君

委員 末治君

委員 岩田 忠基君

委員 高橋進太郎君

委員 岡本 愛祐君

委員 若木 勝蔵君

委員 吉川末次郎君

委員 岩男 仁蔵君

委員 労働委員

委員長 中村 正雄君

委員 理事 安井 謙君

委員 理事 村尾 重雄君

委員 上原 正吉君

委員 九鬼紋十郎君

委員 高橋龍太郎君

委員 菊川 孝夫君

委員 堀内 辰郎君

委員 堀 眞琴君

本日の会議に付した事件
○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○小野義夫君委員長席に着く。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

○委員(小野義夫君) 只今より法務・地方行政・労働連合委員会を開きます。

のであるか。この点を一つお伺いしたいのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) この法案の狙いは、共産党ばかりではないのであります。勿論現段階において、この法案の目的とした暴力的破壊活動を行わんとする一番危険のある団体は、申すまでもなく各人も見るように、共産党であります。併し必ずしも共産党ばかりではないのであります。極右においても、将来さような危険な行為に出る疑いがあることは、過去の歴史に徴しても明白であります。従いましては、いづれの団体たるを問わず、この第三條に明記してありますような、国家の治安から見まして最も危険な行為に出るような団体を規制して行こうとするのであります。従いましては、正常な団体を規制して行こうというようなものでないことは、この法案を通じて極めて明瞭でありまして、今、原委員の仰せになつたように、この法案の美名に隠れて各種の団体を規制するのではないかとするようなことは、毛頭もさような意思もなし、又この法案の建て方から申しましても、さようなことが出来る筋合いのものでないということを申し上げます。

○原虎一君 立案当初におきましては、法務総裁がそういう考えであるといふことは、仮に理解いたしましたとしても、法律がいよ／＼でき上つて、その活動を始めれば、その條文によつて押せられるのであります。然らば今日私は一々條文の字句を取上げては申しませんけれども、先ほども申しますように、権威あるとされる公述人の公述の内容を見ましても、非常にこの法

案が法律になりまして拡大解釈をされる結果、いわゆる他の団体、民主的団体或いは労働組合、宗教団体等に対しても取締の虞れがないと、どの箇條を以て実証されるのであるか。その拡大解釈による取締の虞れがあるから、非常な問題になつて、どの箇條を取上げてもその虞れがないと、総裁は確信を持つた御答弁ができますか。この点をお伺いしたいのです。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今の御質問の点については、私は確信を持つて申上げることができると思ひます。それはよくこの條文を熟読玩味して頂ければ、その懸念は毛頭ないといふことを申上げたいのであります。この三條によりまして、暴力主義的破壊活動の定義をはつきりしておるのであります。これの定義におきまして対象となるものは、刑法第七十七條、第七十八條、第七十九條、かようないわゆる国家の基本秩序を紊すような行為について限定いたしております。その次に第二において、この刑法の法文を列挙いたしまして、そうしてかような危険極まる行為が、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するために行われたもの、これに限定しておるのであります。従いましては、これ以上の行為については、この法案の規制の対象にならん。つまりはつきりした限度をきめて明らかにしておるのでありますから、この法案が拡張され、普通の正常な団体が規制されようともされない。明白にこれは限定しておりますから、さような危険はないと、こう考えております。

○原虎一君 それでは一つ、殊に我々の経験からいたします労働組合運動、労働組合活動の点において、事実あり得る、又過去にあり得たことから実例を申上げて御判断をお聞きしたいのであります。労働組合の正当なる活動には適用しないといふことになつております。そこで私が次に申上げるようなことは、過去においてもありまして、将来もあり得る、即ち労働組合が政府の施策に対して反対の決議をする、同時に総理の退陣を要求して、多衆が総理官邸に押しかけて、これを阻止する警官数名を押しのけて、総理官邸に入つたといふことです。こういう行為に対して適用を受けるか受けないか、この点を御答弁願ひたいのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) その点についてははつきり申し上げます。この法案の対象にはなりません。この法案の建て方といたしまして、第三條の末項に、団体が団体の意思としてかような兇悪な犯罪行為をしようとする、又した場合において対象になるのであります。今お話になりましたような政府の施策に反対するために労働組合がデモをやる、そうして一部の者がその場合に乱暴を働くといふような場合は、決して団体そのものの意思として活動したのではない、ただその中の一部の人がさような犯罪行為をしたといふに過ぎないのでありますから、この法案の対象となるべきものでないといふことははつきり申し上げます。

○原虎一君 特審局長に關連してお伺ひいたしますが、この第三條二号の適用を受ける虞れがあると思ひます。今総裁は、暴力行為を以て目的を貫徹する決議をしていない、こうきめていないから、この法の適用を受けな

いと言われておりますが、我々はいわゆる拡大解釈をされる場合において、今申しました三條二号の適用を受ける虞れがある。この点は特審局長として如何なるお考えを持たれるか、御答弁願ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。只今法務総裁から御答弁がございました通り、団体がその団体の活動として三條に列記されましたような行為をしたのでなければ、団体を規制することができない。団体が団体の活動として行ふという意味は、団体が意思決定をいたしまして、その役職員なり構成員がその意思の実現として行為を行う。その行つた行為が団体の活動と認められるということになるのであります。まして、団体の役職員なり、構成員が団体の意思決定とは離れて、個人として各種の犯罪行為をやりましたも、それは団体の活動とは認められな

い。従いまして、団体に對して規制をかけることができないといふ建前になつておるのであります。本法案の各條項に「団体の活動として」ということを特に挿入いたしましたので、その趣旨をなお明らかにしておる次第であります。

○原虎一君 そこで予想できることは、今申しましたように、組合の決定は、これを総理大臣官邸において、総理大臣に談判交渉をする場合において、警察官がこれを阻止するかも知れない。そういう警察官は押しのけて、総理に面会すべきであるといふ決議をいたした場合においては、この法の適用を受けるかどうか、この点をお聞きするわけであります。

○政府委員(吉河光貞君) 特定の団体が、只今御質問のような決議をいたしました場合にございまして、毒劇物を携帯し、或いは凶器を持つて多衆で警官の公務執行を妨害するといふ点まで決議の内容に入りまして場合は、団体の意思決定であるものと考える次第であります。

○原虎一君 第三條二号のり号によりますれば、そのり号の二行目の終りのほう、「凶器又は毒劇物を携え、」点を入れますと、「多衆共同してなす刑法第九十五條」云々となつておるのであります。そうしますと、毒劇物を携えていなくても、多衆共同してそうして先ほど申しますような警官の阻止を押しのけても目的貫徹をすべしという決議は、明らかにこれは適用を受けるといふことになるわけであります。

○政府委員(吉河光貞君) り号の書き方は、凶器を携え、多衆共同しておるか、毒劇物を携えて、多衆共同しなればならない、かように考えております。

○原虎一君 この場合におきましますところの凶器とは如何なるものであります。この凶器とは如何なるものであります。

○政府委員(關之君) 凶器とは、すでに判例によりまして従来明確にされておるのであります。判例によりましますと、凶器とは、人の身体に危険な器具を意味しておりまして、その構造又は性質上人の身体を傷害し得べきものは、これを包含するものであつて、特に殺傷用に供せられるものと否とは問ふ必要はないというのが、従来大審院

の判例になつておるところであります。この法案における凶器も、こいう意味に判例に従つて解釈されるべきものと考へておる次第であります。

○原虎一君 この労働組合活動に殊にあるのでありますが、ブラカードの柄を、その上部の図面若しくは文書の所を折つて柄だけを持つ、或いは野球のバットを持つ、こいうこと、或いは最も多くある場合は、組合旗、旗であります。旗を持つて総理官邸に來た。この警官の阻止を数人で押破つて入つた。この旗は凶器とみなされて適用を受けるかどうか、この点を明らかにして頂きたいと思ふのであります。

○政府委員(關之君) その旗の構造その他におきまして、明白に人の身体に危険が與えられる可能性がある明白なものでありますならば、用法如何によつては凶器になるかと思ふのであります。なお凶器とは、棍棒とか庖丁とかいふような、普通さういふようなふうに考へているものがこれに入つておるものであると考へておる次第であります。

○原虎一君 おおむね旗の先は尖つております。併しこいうものを振廻して入つたとすれば、当然凶器とみなされるのか、その点を先ず伺いたい。

○政府委員(關之君) 旗の先に黒いかなどがついておるようであります。が、さういふものを振廻して入りますと、それは凶器になるかと思ふのであります。

○原虎一君 いま一つ、さういふしますと、旗を持つて多数が決議を総理官邸へ届けるために來た、これを阻止し

た警官を押しつけるということとは、決議があるかないかということが問題でございませう。決議はなくても、さういふ警官を押しつけて我々が入るべきであるという一つの演説をしたとする、この人間はいわゆる扇動として、さういふ行為がなされた場合、なされた場合に、如何なる判断が下されるのであるか。

○政府委員(岡原昌男君) 只今までの政府委員の答弁は、おおむね行政処分的前提としての破壊活動の範圍にとどまつておるようでございますが、犯罪として見る場合の區別はどうかといふようなお話のようでございしますので、私のほうから御答弁申し上げます。凶器は、只今關政府委員から御説明のありました通り、判例で大体確定した概念でございませう。従ひまして、その判例で用いられた言葉をもつて、その判例に當てはめまして、例えば旗の先に槍がついておれば凶器になるが、普通の旗の柄だけならなるまいとか、いふ具体的な場合に異つて來る場合があるだらうと存じます。それから棍棒その他につきましても又同様な問題が出て來ると思ひます。ただ今度は問題を變へまして、具体的な場合にそれが組合の意思決定に基いてやつたものであるか、或いはそれが單純な数名のものが扇動的に行動をやつたのである、それに基いて、一つの犯罪が起きたものであるかといふことによつて、これが取扱が違つて來ることは、大体御質問の通りでございまして、第一これを規制処分の前提としての破壊活動と見ますれば、その点につきましては組合の意思決定が具体的にある行為といひ

ますか、意思決定の前提たる事實、これがあつて、それによつて組合の活動として見得る範圍においては、団体の規制がかかつて來る。併し若しそれが、さういふ事實がなくて、二、三の者が單に何と言ひますか、偶発的と言ひますか、組合と關係なしに、ただ構成員である者がやつたというだけでございませうと、組合員に対する規制処分といふものはかかつて參らないのでございませう。これが行政処分の關係であります。それから犯罪行為といひますれば、それは個々別々の犯罪行為に、個人としての犯罪行為になりますので、これは個人の犯罪の形態、今おつしやいました扇動ならその扇動といふことになりまして、この三條、二號の又號の「せん動」、これとリ号との關係で、さういふ犯罪が成り立つ場合もあるかと存じます。

○原虎一君 今御答弁がありましたように、法務總裁は心配がないと言われしております。拡大解釈において……併しながら今の御答弁によつてもかなり心配が起つて來るということは、事實我々が経験した経験に基く質問によつておわかりになると思ふのです。これでも心配のない法律だとまだお考へてございませうか。この点もう一遍お伺ひしておきます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は心配はないと考へております。と申しますのは、団体の意思決定によつて、騒擾だとか或いは放火だとか、汽車の騒擾だとかいふようなことをやろうとする場合は、この法案の対象になることは勿論であります。今、原委員の例示されました点につきましては、さう

いふような、具体的な意思決定といふものは団体にはないのであります。偶発的にそのうちの或る者がたま／＼この法案に該当するやうな行為をやつたといふに過ぎないのであります。個人の人たちは別に刑罰の適用は受けるでございませう。併しながら団体そのものについては、何ら意思決定に基かざるものでありますから、この法案の対象には毛頭ならないといふことを私は申し上げておきます。

○原虎一君 法務總裁はこの法案を以て団体規制のみに重点を置かれておる。又そこが政府の狙ひかと思ふのであります。併し個人の正常なる労働組合活動をも、今の程度で、私が仮定質問をいたしました程度でも適用を受ける虞れは多分にあるのであります。そこを私は申上げておるのであります。従つて總裁がお考へのように、他の労働組合等は心配のない法律だと思ふのであります。併し我々は領けないと思ふのであります。そこに又労働組合は、いふ／＼の角度から検討して、ただ、今私が一つ挙げた今後労働組合活動においてあり得るものを申上げて仮定質問をいたしましたその御答弁によつてもあいまいであります。

次は、まあその問題はその程度にいたしまして、いわゆる先ほど總裁の御答弁がありましたように、ただ、いわゆる共産黨の破壊活動を取締るのみでなくして、右翼、いわゆるファシシヨの暴力行為に對しては取締るということとはわかつております。ただ併しながら、その団体を取締る、場合によればこれに解散を命ずるということが国内治安を確保するゆゑんではないと思ふのです。先ず私は戦争前後から日本に

おきますところの社会運動、労働運動等から戦後今日に至るまでのことを大まかに考へ、滿洲事変勃発から、いわゆる昭和六年から昭和十二年の北支事変、それから大東亞戦争勃発までの當時におきましては、いわゆる全体主義思想が勃興して參りまして、労働組合といふものを弾圧していた。さうして産報といふ全体主義による、労働者の自由を認めない、罷業権を認めないもので、あらゆる行政手段によつて、法律又は行政手段によつて、いわゆる民主的な運動といふものを抑圧して來たのであります。それが敗戦の結果、いわゆる與えられたる労働組合法と言われ

ますけれども、今日のところ労働組合運動が放任化され、公認されたわけでありませう。併しその當時におきましては、戦後野坂參三君が北京から凱旋將軍のごとく歸つて來た、その當時經驗のない労働組合は、共産黨は如何なる考へで労働組合を指導しているかといふことを知らない。敗戦におけるところの失望とその生活苦によつて熾激な運動に加担したことは實際であつて、マツカサー元帥による二十二年の二月一日のゼネスト禁止令、併しその後におきましてその共産黨の誤れる戦術は労働者みづからが體驗によつて自覚した、これに正しい批判を加えるやうになつたのであります。さうして今日民主的労働組合が総評或いは総同盟を中心として確立されつつあります。これは何も政府の援助や何かによつてなされてない。併しここにいわゆる国民の自覚による国内治安が盛り上りつつあるのであります。こいういふ歴史的事實に對しては一体法務總裁は如何なる認識を以て今回の本法案の立案に當られ

たか、この点をお伺いしたいのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 不肖私も多少労働組合運動発達について研究はいたしております。又実際についても、さうした経験を持つてゐるのであります。私は常々申上げるのであります。日本の将来の発展は、大いにこの労働者の自覚と、そうしてその正しい道を進められるということについて大なる期待をかけなければならぬと考へております。従いまして労働組合の発展向上については私は何よりも関心を持つてゐる次第であります。戦後い

わゆる極左の指導下にあつたときにおいては甚だしき不法行為があつたことはこれは事実であります。只今原委員の仰せによりまして、さういふことはだん／＼後退いたして正常なる組合活動に移行してゐるというところは我々は大いに認めてゐるのであります。併しながらこの労働組合の発達史上において、いやしくも労働組合が暴力を以て自己の主張を推進するということはあり得べからざることは私は考へております。又さういふことはあつてはならぬのであります。ただ法の命ずるところによつて団体交渉権、この権利を十分に發揮して自己の団体の意思を推進するといふことが本来の私はあり方であらうと考へております。一たび暴力によつて自己の意思を推進するといふやうなことになるかと、これは民主主義に逆行するのであります。今後の労働組合は断じてさういふことにはならぬと私は考へておるのであります。従いましてこの法案の狙いとするところは、決して労働組合運動を抑圧しようとか、又労働組合運動を規制しようとかいふやうな考へは毛頭もないのであります。ただ日本の基本秩序を破壊し、日本の治安を破らんとするやうな兇惡なる行為に出ずる団体を規制の目的としておることは、この法案によつて極めて明瞭になつておるのであります。いささかも労働組合の運動を阻害するやうなことはないと思ひ信じておる次第であります。

○原虎一君 私は労働組合を抑圧する意図を持つておられるということを詰問し、質問しておるわけではないのであります。いづゆる国内治安の維持というのが取締法律一辺倒でなされるというところに危険があるということを指摘しておる。いづゆる戦前において満洲事変以来、全体主義による産報によつて労働者の自由を拘束した方法を以てやつて来た。その結果敗戦後自由が與えられたときに、経験のない労働組合、労働者はいづゆる熾激なる運動を快しとして、それに多く賛意を表した。即ちここに體驗と判断力がなかつた、批判力がなかつた結果、二・一ストなんかが起きんとしたのであります。こゝういふ歴史的事実に基いて政府は国内治安を総合的な立場から考へ、その一つとしてこの破防法というものが出来たものと我々は解釈したい。そのやうなものであれば、それ以外国民の自覚と協力による国内治安の維持、この精神を涵養して行くところの施策は何であるか。如何なることを政府はなさんとするのであるか。この点をお伺いしたいのであります。これは、従いまして私は法務総裁よりか官房長官乃至總理にお伺いしたい点でありますけれども、なか／＼おいでにならぬのであなたにお聞きするわけでありませう。

○国務大臣(木村篤太郎君) 労働組合のこれまでの運動をいろ／＼觀察して、その觀察の下にこの法案の取入れ方があるのじやないかというやうなことに受取られましたが、そのやうな御議論であれば、私はさういふ事實は毛頭ない、ただ現下の治安の情勢に鑑みまして、いづゆるこの三條にきめまして、いづゆる日本の基本秩序を破壊し、又刑法にきめられた兇惡なる暴力行為を以てこの秩序を破壊せんとする団体を規制しようとするに過ぎないのであります。労働組合運動の從來の歴史に鑑みてかやうな法案を企図したものであります。毛頭ないといふことを私は申し上げておきます。

○原虎一君 私の質問の趣旨をはき違へております。或いは私の説明が足りない点があつたかも知れませんが、逆に申しますれば、国内治安の維持といふものは取締法律一辺倒によつてなされるものではないといふことは、もう私が申すまでもなく法務総裁の十分お考へになつておるところであると私は理解しておる。それで労働組合の歴史、満洲事変以来の最近の歴史を申し上げましたのは、労働組合活動の面を一例をとつて申上げたのであります。あらゆる社会運動、あらゆる民主的運動に対して彈圧を下しておいて、取締法律一辺倒でそれで国家の治安の維持がなされるものじやない。先ほども労働組合の正常なる発達を法務総裁も願つておるといふ御答弁であります。さういふことは労働組合ばかりでなしに、国民生活の正常なる発達、国民生活の安定、国民の生活に希望を與える政治を行ひ、国民が正しいと社会判断を下すやうな政府が施策をなされる、そのことをゆるがせにされておいて取締法律一辺倒であつてはならないのであるから、その国民生活の安定とか、国民生活に希望を與える施策、労働組合の活動を育成すると言ふと露骨がありましようが、これらの活動を十分に発達させて行くところの道を政府は考へられる、さういふ方面の問題は如何に政府はなさんとするのであるか、具体的施策をお聞きしたいと、こゝういふ私は質問であります。これは少し法務総裁一人にお聞きするのは御無理かも知れない。従つて官房長官、總理の御出席をお願いしておいたのですけれども、御出席がないのですからあなたにお聞きする次第であります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 原委員の御説御尤もであります。取締法規のみを以て全部日本の治安を維持して行くといふやうなことは政府においても考へていないのであります。又さういふことはあつてはならぬ。取締法規は、これは治安の維持に必要な一つの手段に過ぎないのであります。全面的に国民に不安なからしめるやうな政府において施策をとるべきは当然であります。従いまして政府におきましても予算の許す限りにおきましてあらゆる手を打つておる次第であります。公共事業の拡大強化、それから教育施設についての向上発展、生活保護法によりまする国民の救済、その他予算の許す範囲において相当の手を打つておるのであります。又将来とも国民の生活安定につきましては十分な手を打たなければならぬと考へております。併しこれはいづれも予算その他においての制約を受けるのであります。努めて国民の生活安定について将来とも努力をして行くべきであらう、又したいと考へておる次第であります。ただこの法案は、今後の日本の治安、又現下の情勢に鑑みまして是非ともかやうな兇惡なる団体を規制して行かなければならぬといふ必要最小限度のものとして提案いたした次第であります。

○吉川末次郎君 関連して。原君の御質問に対する法務総裁の御答弁のお言葉に関連してこの機会にちよつとほかにお尋ねしたいことがありますが、これはあとの機会にしてお尋ねしたいのですが、法務総裁は原君の御質問に対して、この法律の対象としておる団体は主として共産党である。極右的なものもあるけれども、主として共産党が対象になつておるということをお話になつたと思つたのであります。それは一昨日でありましたかの公聴会におきまして、馬場恒吾氏も大体さういふことを言われたところでありましたが、私は事實その通りであると思つておる。それで関連してお尋ねしたいことは、政府当局、殊に所管国務大臣である法務総裁が共産党の本質といふものをばどのようにお考へになつておるかといふことをこの機会にちよつとはつきり伺つておきたいと思ひます。それで御答弁を促します。つかけて多少私見を申述べます。と、共産党は言ふまでもなく共産主義に則るところの政党であります。又共産主義は、日本共産党の刊行物からい

ましたし、マルクス主義、或いはマルクス・レーニン・スターリン主義の党であるといふことを絶えず公々然と言つておるのであります。そのマルクス主義、マルクス・レーニン主義、或

はマルクス・レーニン主義、或いはマルクス・レーニン・スターリン主義の党であるといふことを絶えず公々然と言つておるのであります。そのマルクス主義、マルクス・レーニン主義、或

はマルクス・レーニン主義、或いはマルクス・レーニン・スターリン主義の党であるといふことを絶えず公々然と言つておるのであります。そのマルクス主義、マルクス・レーニン主義、或

はマルクス・レーニン主義、或いはマルクス・レーニン・スターリン主義の党であるといふことを絶えず公々然と言つておるのであります。そのマルクス主義、マルクス・レーニン主義、或

はマルクス・レーニン主義、或いはマルクス・レーニン・スターリン主義の党であるといふことを絶えず公々然と言つておるのであります。そのマルクス主義、マルクス・レーニン主義、或

いはマルクス・レーニン・スターリン主義と言っているものと、この法案が対象としているところの暴力行為的なこととの関連性であります。それは私の見解によれば、マルクスが百年ほど前にあつた理論体系を發表いたしまして、結局マルクスはイギリスの資本主義の産業革命によるところの発展を見て、そうしてこの資本主義が暴走して行くならば、だん／＼と中産階級もプロレタリアに没落して行つて、そうして大衆はいわゆる近代工業の従事者であるプロレタリアになる。そのプロレタリアは労働組合を組織して、そうして資本家に対抗するようになる。そしてその団結の力によつて資本主義社会の資本家に対抗するために、ここに労働組合の団結力によつて資本主義社会といふものを破壊して、そうして新しい社会組織を作つて行くといふようなのが、これが、極めて大ざつぱな言ひ方でありまして、そういうことが大衆の考えの筋だと思ふのであります。そうしたならば、学者がよくマルクス主義を批判して言うのであります。資本主義が漸進的に発達して行つて、即ちレヴォリュージョナルに発達して行つて、社会主義或いは共産主義になつて行くならば、併しそれにかかわらずマルクスは、万国の労働者団結せよといふことを共産党宣言に言つて、大いに革命運動をやらなければいかんといふことを激励しているが、革命運動なんか激励する必要がないじゃないか。それがマルクス主義が持つてゐるところの二律背反であるといふことをマルクス主義を批判する学者がよく言うのであります。

レーニン及びスターリン等によるマルクス・レーニン主義及びマルクス・レーニン・スターリン主義といふものは、ロシア革命を契機としてそれが實現されたのであります。特にそれが二律背反と言われているところのマルクス主義の革命的な方面、進化的なレヴォリュショナリズムではなくて、レヴォリュショナリズムなアスペクトに重点を置いて暴走したものが私はマルクス・レーニン主義であり、そしてそれが今日の共産党がいわゆる社会民主主義の考えと違ふところである。即ち目的意識といふことを非常に言つて、共産主義社会を實現するといふ目的意識のために、大いにやたらとやいかん、そのために貢獻することであれば、それは極端な例を言えば、人殺しもやるし、嘘も言ひますし、即ち目的のために手段を選ばないやうな行動をとるといふことが、これが一つのセオリーで、私は大体そういう考えのものだと思ふのであります。そうすると共産党がマルクス主義、殊にマルクス主義の持つてゐる理論体系中の革命的な方面にウエイトを置いて發展してゐるところの理論体系の上に立つものであるならば、必然的にこれは暴力革命主義的なものを内包したておるわけなのであると私は考えるのであります。そういう点について第一に法務院はどうか考へておられるかといふこと、それから関連質問で、私に許される時間もないのでありますから、まとめてそれについてお尋ねしておきたいと思ひますが、馬場恒吾さんも言つておられたように、これは共産党を目標にしてゐる。その通りであります。そうすると第二に、……第一には私が今申し上げま

したような共産党のフアンダメンタル・プリンシプルについて、即ちマルクス・レーニン主義、或いはマルクス・レーニン・スターリン主義といふものについてどう考へておられるかといふことが第一点、第二点には、このやうな立場において馬場恒吾さんも言つたように、共産党を主としてこの法律案の対象にしてゐるならば、この中に解散の條項があつたと思ひますが、共産党を全滅さすといふか、或いは共産党を解散さすといふか、ともかく日本におけるところの日本共産党の活動といふものを休止してしまふ、絶滅してしまふといふことを対象としてこの法案を国会に出されておられるかどうかといふことをお尋ねしたい。これが御答を得たい第二点、それから第三点は、私はその通りだと思ふのであります。共産党を我々はこの法案の対象にしてゐるのであるからといふので、共産党はいけないのだといふ、共産党といふ名を出してこの法案をお作りにならないかといふこと、ほかにまだ大分お尋ねしたいことがありますが、今の原案の質問に対する答弁に關連して、この三つの点について法務院から御答弁を願ひたい。

○國務大臣(木村實太郎君) 只今吉川委員から、共産党の理論についてのお言葉がありましたが、誠に同感に考へます。申すまでもなくマルクスの唱へた理論は、要するに資本主義が高度に發展すれば、これは自動的に消滅してしまつて、そうしてプロレタリアの政治が行われるやうな段階になるのだ、これまではいひのです。これは理論として私はよからうと考へております。勿論これに対しては反駁の理論も成り立つわけでありまして。理論としては一応いいのです。併しプロレタリア支配の政治が行われるまでの段階において、今吉川委員の申されましたレーニズム或いはスターリニズムといふことになつて来ますといふこと、これは飛躍をして暴力を以て一挙にこのプロレタリアの社会を作り上げよう、これでありまして。ソヴェエトにおいて現実に今それが実行されて来た。我々は過去のこととは考へないのではありません。併しそれをこの日本に押付けられてどうなるかといふと、これは全國民がさうなことであつてよろしいと言ふならば、何をか言はんやであります。併し暴力を以て一挙にこの民主社会的國家を破壊してやろうといふところに我々は大いに關心を持たざるを得ないのであります。その意味において、無論さうなことを実行に移すといふれば、この法案は共産党が対象になるのであります。併しながらこの法案の狙いは、現段階においてはかような破壊的活動をするといふのは、多くは、個人として共産党以外にもやつておるわけでありまして。併し団体の組織として行われることにおいて非常に影響力が多い。併しこれが現実にさうなことが突証が挙げれば、この法案の対象になることは勿論であります。併しながらこの法案は必ずしも共産党だけを狙つてゐるわけじゃありません。いづれの団体において、極右において、一たび暴力を以て社会革命をやろう、テロリズムを実行しようといふことになりますれば、日本の治安の面から見て、これはそのまま放置することはできない、これでありまして。従つてこの法案におきましては、いづれの団体たるかを問はず、暴力を以てその団体の意思を遂行し、而してこの三條にきめられたやうな日本の基本秩序を破壊し、或いは刑法においての兇惡罪を犯そうとするやうなことを意圖することに對しては、この法案において規制して行きたい、こう考へております。共産党のみを対象とすれば、これは問題でありまして。併し共産党だけを対象とするといふことは、日本の現行憲法から見ても如何かと考へられるのであります。それらの点から考へて見ますと、この法案は暴力的破壊活動を行つて、又は行わんとする団体を規制して行こうといふのが狙ひでありますから、さうな限定した罰則方はいたさないのであります。要するにその団体の種類の如何を問はず、この法案のやうな兇惡な行為を企及する団体を規制しようとする次第であります。

○吉川末次郎君 原案の質問中ですが、簡単に御尋ねいたしますが、御答弁によると、私が申し上げましたやうに、共産党がマルクス・レーニン主義の党であると言つてゐる以上は、私の申し上げました暴力主義的な面をそのうちに包蔵して、そうしてそれを旗印として立つてゐるマルクス・レーニン主義の党であると言つておることに對して、暴力主義を肯定してゐる党であることを看板にしてゐる、それを認めなければならないわけなんです。それを認めなければならない、私は共産党の解散に反対ですが、解散するとか何とかいふことをすぐにやつてしまつたのは、持つて廻つたやうなことを言つて

おられるよりも……。その点が非常に矛盾があると思いますが、その点をも一つ……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は矛盾とは考えておりません。今吉川委員の仰せによると、すぐ日本共産党を非合法化するにいいじやないかという御議論にも受取れるのであります。併しこれは只今はその段階に私は至っていないと思ひます。日本の共産党にして組織を以てこの暴力的破壊活動、これは大きく言えば暴力革命を實際にやろうという実証があれば、これは何をか言わんやであります。

○吉川末次郎君 私は解散に反対ですが、あなたが解散に反対されることの理由を一つ具体的に……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 反対は私にはしません。その実証を將來において見れば、私は相当この法案においての措置が講ぜられるべきものであると考えております。

○原虎一君 それにやはり関連して来ますが、いわゆるこれは現行刑法においては、団体を取締り、団体を解散するといふことはできない。この法律によりますと、解散をなし得るのであります。行政手段によつて……。そこが法務総裁の狙いである、特審局の狙いであるといふことは、これは言はず語らず、国民は、識者は皆知つておる。そこで私は先ほども申しましたように、共産党活動というものに對する国民の認識が足りないほど危険なことではないと思ひます。この法案は共産党の公なる活動を禁止して、地下にもぐらせるために作られるような法律と言われても仕方がない。この見解が今吉川さんと法務総裁の間における

ところの質問の要点だと思ふ。私は共産党は法律によつて、特審局で、昔の特高によつて取締つて行けば、国民は安心だといふ安心感を与えることは、私は非常に危険であると思ふ。これは総裁は見解の相違と言われるかも知れないが、先ほど私はいふ／＼な近代の歴史的な事実から、国民の共産党活動、或いはフアツシヨ活動に對するやうり認識を深めて行くといふことがなかり、この法律によつて取締つて行けば足りるというお考えは、私には了解できない。反対である。ところが今法務総裁の御答弁は、それをなし得ないのだというお考え、私はこの点についても一度御答弁を願ひたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は共産党の問題が生まれたから申上げるのであります。この法案によつて共産党が対象となつた、そうして地下にもぐる、それは危険なことではないじやないかという御議論であります。一、暴力破壊活動は個人によつて行われるのと、大きな組織を以て行われるのと、おおよそその影響力に差異があるといふことは明らかであります。組織の力ほど恐ろしいものはないのであります。そこで、組織の力を以てかやうな暴力主義的破壊活動を行う、その危険を先ず防止しなければならん、これでありませう。そうして個人によつて行われるところのことは、これは勿論取締らなければならん、両々相待つて行くが、組織の力による暴力主義的破壊活動、これは十分に取締つて行かなければならないといふことを我々は考えておるのであります。

です。現に解散状態に置かれておる共産党が一体なぜつかまらんのですか。この点は私は理解できない。それからもう一つは、解散を命ずれば、共産党は組織活動をやらんというようにお考えになるところに甘いところがある。現にやつておるじやないか。現に解散状態にある共産党が、特審局が一生懸命になつても、メーデー、皇居前の問題すら防ぎ得なかつたではありませんか。そういうことをお考えにならないで、団体を解散して組織活動ができな

いものだと考える総裁の心情を私は疑うのであります。そうして団体を取締りさえすれば、治安は維持できる、複雑な面も高級な戦術を使うところの共産党或いはフアツシヨに對して、解散を命じておけば事足りる……、そこで私は、これは表面に現れておる個々の活動に對して、個々の行動を取締つて、国民に批判を與えるといふことがなされなければ本當の治安は、本當の意味におけるところの国内治安は保たれないのじやないかといふことを申上げて、いわゆる共産党の解散に我々は賛成はできない。取締らなければならんことは個々の行動で、それを解散を命じたからと言つて、地下においてか

くのごとき活動をしておるのじやないか。国際共産党本部の解散を命ずることとはできないのですから、その点は法務総裁のお考え、もう少し御研究を願ひたいのであります。我々は失礼でありますけれども、国を憂えるから申上げておるのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 誠に原委員の御忠告、有難く受取ります。併しこれは各方面から手を盡してやらなければならぬのでありますから、私も

解散そのものによつて直ちに日本の治安が維持される、そんな甘い考えを持つておりません。この解散も一つの手段に過ぎないのであります。あらゆる手段を以て日本の治安を維持して行きたい、こう考えております。個人によつて行われるものは、又個人に對する相当な措置を考えてやらなければならん、両々相待つてその全きを期したいと考えております。くれ／＼もこの法案一つで以て日本の治安を維持しようといふような、そういうような甘い考えは持つておらないのであります。これは一つの現段階における必要欠くべからざる最小限度の法案であるといふ

○原虎一君 そうお考えであらうとは思ひますけれども、然らば私が先ほどからお話いたしましたところの、国民の意識を啓発し、国民生活の安定の施策というものは予算の範囲内でやる程度だ、それが私のほうは、非常に積極性を持つておるといふことを遺憾ながら考えられないことについて嘆かざるを得ないといふことを申し上げまして、次はこれは総裁も外務大臣もお見えになりませんが、法務総裁にも御関係がありますから、法務総裁から御答弁願ひたいところは、官房長官なり、これはむしろ総裁から御答弁を願ひたいと思ひます。お伝え願ひたいと思ひます。私は国際自由労働の書記長のオーデン・ブロッツ氏が先般、日本政府が破壊活動防止法並びに労働法の改正をやる、これに對する質問書を去る十七日によこしたのであります。その回答をまだしない。回答をしないために督促が来ておる。そこで私はこういう手紙が総裁に参つたといふことは、非常

なこれは国際的な問題にこの法案がなつておる。従ひまして総裁はこの手紙に對する回答を與えるために、総裁から御相談を受けられたかどうか。なぜ又回答が遅れておるのかどうか。それからその質問書の内容を御存じならば御答弁を願ひたい。三つをお伺ひしたいのであります。

○委員長(小野義夫君) ちよつと総裁の御答弁に先立つて、官房長官その他の交渉の結果を御報告しますが、龍野次官を以てそれ／＼外務大臣、官房長官に交渉をいたしましたのでござい

ますが、本問題は専ら労働大臣の所管に属することであるので、そこで今審議をしておるので、その結果によつて恐らく御返事を上るなり、答弁するといふことに相成るので、その真相については労働委員会の方でお質しを願ひたいといふ御返事でございませう。むしろ深いことは我々も詳細についてまだ知らないから、今専ら労働大臣においてその内容その他について検討中であるといふ御返事でございませうから、なお一つ法務総裁から御答弁を願ひま

す。

○国務大臣(木村篤太郎君) オーデン・ブロッツからの書簡、それに対する回答、又催促が来たというやうな事実につきましては私は存じ上げておりません。又総裁からそういう点について何らの話合ひもありません。ただ私は、新聞紙上を通じてさやうな事実のあつたといふことを承知しただけでありませう。

○原虎一君 これは、オーデン・ブロッツ氏の書簡は、新聞報道によりませうれば、破壊活動防止法に関する質問と、

労働組合法改正に関する質問と、二つになつておる様に私は存じ上げておきます。併し法務総裁が御存じなければいたし方がない。いづれ労働問題のみでなくして、本委員会にこれは重要な関係がある。私が又聞く範圍におけることが事実といたしますならば、この委員会においてその書簡の問題、これに回答の催促されるまで放任されておつた理由等を本委員会に説明するのは当然なる義務であり、責任であらうと考えるからお聞きしたわけであります。併し総裁の御答弁によつて、今日聞くことのできないことは甚だ遺憾に思います。最後に法務総裁の心境をお伺いしたいのであります。併し、本案に對しましては、先ほど来申し上げる通りに、言論機關を挙げて、法曹界を挙げて、あなたが長年御関係なされておりました法曹界を挙げて、或いは學者は勿論労働組合を挙げて反對をいたしております。これは総裁も御存じの通りであります。ただ、衆議院は多数を以て押切りましたけれども、世論は反對であります。そこで私はこういう大きな問題、而も自由國際連通の書記長から質問書も来るような事態になつて、本年は秋に選挙が行われることは九分九厘間違いないところでありますので、こういう大きな問題は、一応留保されまして、秋の選挙を済まして、その結果に徴して新らしく立案されるということが賢明な策ではなからうかと思ひますが、この点に對しては総裁如何でございますか。

○國務大臣(木村憲太郎君) 答へいたします。御承知のように、議論がありまが、必ずしも全面的に反對とは申すことができません。私はそ

う考えております。これをつぶさに検討いたしまして頂ければ、修正意見については多少のながれがありましようが、全面的に、この法案に全部が全部反對しておるとは私は考えておりません。又今オーデン・プロックからの書簡の話がありました。私はこういう問題は日本の国民がみずからやるべき事柄であると思ふ。何も外国から来たからといつて、それに驚くことは毛頭ないと思ひます。日本人は自主性を持つて、日本みづからのなで、国会で十分審議されて然るべきであると私は考へております。さうな手紙によつて左右されるべき問題では断じてないと私は考へております。而して、この法案は來たるべき選挙後の国会にしたらどうかといふことですが、私は是非ともこの法案は現下の治安情勢に鑑みまして、御審議の結果、これは一日も早く成立を期待したいといふ、こう考へております。

○原虎一君 私の、國際問題になつたという意味に對して考へ違ひをされておると思ひます。勿論國內、殊に独立國家になつた以上は、よその國の言ふことは、参考には聞いてもよろしいけれども、そんなものに左右される必要はありません。むしろ私は、政府が或る國に余り左右されることを遺憾とするものであります。(その通り)と呼ぶ者あり。そこで私申上げますが、敗戦國家だといふことは間違ひありません。而もフィリピンその他の諸國が、第一に賠償を要求しておることも御存じの通りであります。日本が民主的に發達するかせんか、これらの賠償の問題に對しても大きな影響がありま

す。従ひまして國際間におけるところの問題は、やはり國際信義を守つて、催促を受けないうちに、自信があるならば、なぜ總理は自信を持つて答弁なさるのであるのか。その点をお伺いしてあるのであります。余り間違ひた考へて非難されてもらつては困ります。

○吉川末次郎君 法務総裁に質問があるのですが、是非一つ、中田さんの御質問もありまが、よろしくございませうか。

○委員長(小野義夫君) 法務総裁は用事がありますので、又二時半から……。

それではこれで休憩いたします。午後一時からやりますから……。

午後十一時五十九分休憩

午後二時三十七分開會

○委員長(小野義夫君) 午前中に引続き連合委員会を再開いたします。

先ず中田君に質問をお願い申し上げます。

○中田吉雄君 木村法務総裁にお尋ねいたします。昨年の十二月に召集されました本國會を大観して見ますと、二つの流れがあるように存じます。その一つは、千八百余億円を含みますところの軍事予算を先ず前半において國會を通過させる。これが吉田内閣のつた十三國會における基本的な態度であつたと存じます。その後半におきましては、マッカーサー元帥、リッヂウエー、総司令官が持つた占領下の占領下の状況な権限を、いろいろな立法措置によつて吉田内閣の總理大臣の手に握るというふうな私は大きな流れがあると思ひます。前半においては千八百余億円の軍事予算を、軍事的な性格を持つ予

算を通過させ、そして後半においては總司令官の持つた占領下の権限を吉田内閣の一手に立法措置を通じて握る。私はこの破壊活動防止法案も、そのような多くの法案の中の一つの流れ、一環をなすものである、こういうふうな前提から先ずお尋ねしたいと存じます。私はこの法案は、國民が希いますところの平和は確保できず、戦争準備法案である。そしてこの法案は、講和條約の効力によつて得られた不完全な独立から真に國民が望む完全な独立への努力をあらゆる方法でそぎまして、占領状態の継続を意図する、この二つを先ず包含すると私は考へるわけでありまが、そこで木村法務総裁にお尋ねしたいことは、私は昨日、個人的なことに亘りまして大変恐縮ですが、木村法務総裁は占領下に入りましてから追放されていまして、朝日新聞の一九五二年版によつて調べますと、追放された理由は、大日本翼賛壯年團の支部長としてD項によりまして戦争に協力されたという理由の下に追放されているわけでありまが、そこで私は先に申しました理由からいたしまして、この法案は平和への道でなしに、國民の意思から別な方向に、戦争への大きな危機を含むものだと思ふ。そういう観点からいたしまして、少くとも追放されて、そして木村法務総裁が意図されようがされまいが、少くとも戦争遂行の一環を翼賛壯年團の支部長で担つた。そういう意味からいたしまして、私はこの法案、三つの關係法案の所管大臣とされてよ

りかも、されたと同時に、やはり吉田内閣の政治家、ステーツマンとされては、何としても戦争を防止する、そうして八千万同胞を再び誤つた方向に持つて行かないといふ点は、D項によつて追放されて、それが解除されて政界に復帰された木村法務総裁としてのステーツマンシップとして最も私は期待すべき点であると思ふ。そういう観点からいたしまして、この三つの法案に對してどういふ心がまえをしておられますか。ステーツマンとしてのどういふ心がまえを持つて四つに組んでおられるかといふ点と、私は講和條約、安全保障條約、行政協定、破防法と一貫いたしまして、アメリカの世界政策を担うものであつて、現在とられておる措置は戦争への道であると思ふが、木村法務総裁はこれに對してどういふ御所見をお持ちであるか。先ずこの二点についてお伺いしたいと存じます。

○國務大臣(木村憲太郎君) 只今の御質問はこの法案は戦争準備法案である、又この法案によつて戦争の危機を招く愛がないのであるか、第三にはこの法案は日本の完全な独立を阻止するものではないだろうか、こういうふうなものに承つたのであります。私は全然さうなことはないと存じますと申し上げたい。これが何故に戦争準備の法案であるか、その御議論の趣旨を私は理解できないのであります。又何が故にこれが戦争への危機を招来するものであるか、これも私は理解できない。又何が故にこれによつて日本の完全な独立を阻害されるものであるか、この理由も私は了解に苦しむのであります。私は勿論この蘆谷の翼賛壯年團長をやつておつた事実にはあります。併しこのや

実はあります。これによつて追放されたという事実も争ひのないことであります。併し私の根本理念は、決して民主政治に背かないようにする一つの理念を持つておられることははつきり申上げた。これは私事に亘つて甚だ恐縮であります。私は曾て日本軍華やかなりし頃です、いわゆる国家総動員法なるものを提案されたのです。そのときに誰がそれに対して反対運動を展開たてられましたか。我々はそれに率先してやつたのであります。私はこの戦争について、その戦争開始前においては態度というものは、私は人後に恥かしくない態度をとつておると考へておる。戦争中においても決して私は戦争遂行についての役割をいたしたということは考へていない。そういうことは弁明をいたしません。私は信ずるところによつて態度をきめておるのであります。私は民主主義政治において、決してこの民主政治に背くような態度をとらないつもりであります。

この法案の狙いといふところも私は元来は民主国家において何が一番考へなくちやならんことであるかと考へますと、これは結局暴力、これは一番考へなくちやならんことである。暴力を以て暴力に対抗する、暴力が横行すればここにおいて民主政治の破壊といふことが招来するのであります。我々は民主平和国家を建設する途上において是非とも言論は言論、これによつてすべてのものを解決し得る。政治は国民の多数を以て選ばれた議員によつて組織されます国会においてこれは論議すべきである。いやしくも暴力を以て自分の政治上の主義主張を遂行しようというような破壊的な行動というものは、これは民主政治において許すべからざるものという信念を持つております。そこでこの法案の狙いは、暴力を以て国家の基本秩序を破壊するような団体、或いは刑法に規定されております兇悪犯罪を遂行しようというやうな団体を規制し、それと同時に個々の刑罰法を補正して行こうということがこの法案の狙いであります。この法案こそ本当に民主政治を私は維持するため必要最小限度のものであると考へております。この法案のどこによつて戦争を招来するのであるか、危機があるのか、又日本の完全独立をこの法案のどこによつて阻止するところがあるであろうか、この法案のどこによつて戦争準備の法案と言えよう、私はこの三点についての御議論について全く考へ方を異にしている。この法案によつてこそ日本の民主政治は維持されるものである。これによつて日本の民主政治を維持しようという考へ方であります。

○中田吉雄君 木村法務総裁が戦時中になされた戦争防止に対する努力に対する謙虚な発言に対しては敬意を表するものであります。併し現在アメリカがとつていますところの世界政策というものは、木村法務総裁が意図されることとされなにかかわらず、我々は戦争への多くの危険を含むものであると思わざるを得ないわけであります。御存じのようにトルーマン大統領は一九四七年にソヴィエト封じ込み政策といういわゆるケナンの立てましたコンティネント・ポリシーというものを打立てまして、ソヴィエトを東西から大きく包囲して締め上げる。こういう

政策をとつておられるわけであります。この政策というものは、私はその大きな政策の一環として、はめられているのが講和條約であり、安全保障條約であり、行政協定である。このソヴィエト封じ込み政策が戦争への多くの危険を含むというところは、世界の民主主義諸国の軍事評論家、国際政治家等が共通して持つ危険であるわけであります。そういう点からいたしまして、私はこの法案が多くの危険を含み、第一次大戦、第二次大戦と言わず、そういうときに武装を整えて平和を保つ、武装平和を言いなからそれは結局戦争になつて行つた。武装平和で平和が保たれたためしはないわけであります。そういう観点からいたしまして、ピース・オブ・ストレングス、力による平和政策というものは、結局私は戦争への道を歩むものであると考へるわけであります。特に私本会議でも申しましたが、アメリカが日本にはめしたABCCLラインの包囲政策というものは、アメリカ、ブリタイツシユ、チャイナ、ダツチ、オランダという包囲政策をはめて、そして日本は戦わずしてアメリカの陣営に降伏するか、一か八かやらざるを得ないやうな、包囲政策というもので日米戦争に遂にならざるを得なかつた。私は今ソヴィエトにはめられているところのABCCLラインのコンティネント・ポリシーという政策と、往年日本にはめられたところのABCCLラインの包囲政策というものが殆んど同じことを、これはアメリカの善意にもかかわらず遂に力の赴くところ私は第三次世界大戦への道を歩むではないかということに危惧するわけであります。こういう特にブリード博士

のごときは、亡くなりましたが、アメリカの有名な世界的な歴史家であるブリードは、近衛総理は太平洋の上でルーズヴェルトと会談して日米戦争を防ごうとしてあらゆる努力を試みた。併しアメリカはこれを拒絶してルーズヴェルトはABCCLの包囲政策をはめて、最後に通商協定を破棄して油の一滴も売らない、のたれ死するか戦うか、一か八か、そういう羽目に持つて行つたのがルーズヴェルトである、だから多くの戦争責任はルーズヴェルトが負うべきであるということをおきましても多くの責任があるわけでありますが、この二つの政策、ソヴィエト封じ込み政策がずつと締め上げられて行つて、ソヴィエトが戦わずしてアメリカに降和政策をとりまするならば私は誤ちがないと思つておられますが、若し誤つて日本がとつたやうな政策をとるといたしましたら、遂に第三次世界大戦への破局的な段階になつて、米ソ両勢力の間に挟まれた日本はそういうやうな羽目に陥り、アメリカの世界政策の一環としてこの多くの民主団体の平和勢力の意見を、あとでも述べますが、抑えるやうなこの政策というものが、私はABCCLラインの曾つての日本に対する政策、そして今アメリカがソヴィエトに対してとつておる政策とを比較して行きますならば、勢いの赴くところ木村法務総裁の善意にもかかわらず、遂に我が国が重大な段階になるではないか、こういうふうな危惧するわけであります。我が日本社会党におきまして、明らかに共産党と一線を画する政策をとつています

が、その立場では基本的な差があるわけであります。あとも木村法務総裁にお尋ねしたいと思ひますが、この両者を比較して曾つての日本にはめられた政策、今ソヴィエトにはめられたやうな政策が、結局戦争になるではないかということをおき、私としては木村法務総裁が自分の意思如何にかかわらず、D項で追放されたという観点からいたしますならば、再び国民に報ゆる立場からいいますならば、あらゆる努力を盡して再び国民をこのやうな惨禍に陥れないということがステータメントとしての基本的な態度であると思つておられます。コンティネント・ポリシー、ソヴィエトはめ込み政策とか、ABCCLライン政策との比較において、そしてその中における破防法の歴史的な役割というものに鑑みて、戦争になる虞れがないかどうかという問題を伺ひたいしたい。

○岡本大臣(木村法務大臣) 只今の御意見を承つておきますと、結局はこの法案はアメリカの世界政策の一環をなすものではないかということに帰着するやうであります。私は断じて然らずというのを申し上げておきます。勿論アメリカの世界政策、ソヴィエトの世界政策、この二大両国の世界政策についてはこの場で申し上げることをお控えたいと思つておられます。併し我々はこの世界情勢というものを現実に見ます場合において、少くとも或る種の力を、国外的の力を以て日本は十分持ち得るのであります。中田君も御存じのように、一体朝鮮のあの悲惨な状況が何によつて引起された

が、その立場では基本的な差があるわけであります。あとも木村法務総裁にお尋ねしたいと思ひますが、この両者を比較して曾つての日本にはめられた政策、今ソヴィエトにはめられたやうな政策が、結局戦争になるではないかということをおき、私としては木村法務総裁が自分の意思如何にかかわらず、D項で追放されたという観点からいたしますならば、再び国民に報ゆる立場からいいますならば、あらゆる努力を盡して再び国民をこのやうな惨禍に陥れないということがステータメントとしての基本的な態度であると思つておられます。コンティネント・ポリシー、ソヴィエトはめ込み政策とか、ABCCLライン政策との比較において、そしてその中における破防法の歴史的な役割というものに鑑みて、戦争になる虞れがないかどうかという問題を伺ひたいしたい。

が、その立場では基本的な差があるわけであります。あとも木村法務総裁にお尋ねしたいと思ひますが、この両者を比較して曾つての日本にはめられた政策、今ソヴィエトにはめられたやうな政策が、結局戦争になるではないかということをおき、私としては木村法務総裁が自分の意思如何にかかわらず、D項で追放されたという観点からいたしますならば、再び国民に報ゆる立場からいいますならば、あらゆる努力を盡して再び国民をこのやうな惨禍に陥れないということがステータメントとしての基本的な態度であると思つておられます。コンティネント・ポリシー、ソヴィエトはめ込み政策とか、ABCCLライン政策との比較において、そしてその中における破防法の歴史的な役割というものに鑑みて、戦争になる虞れがないかどうかという問題を伺ひたいしたい。

が、その立場では基本的な差があるわけであります。あとも木村法務総裁にお尋ねしたいと思ひますが、この両者を比較して曾つての日本にはめられた政策、今ソヴィエトにはめられたやうな政策が、結局戦争になるではないかということをおき、私としては木村法務総裁が自分の意思如何にかかわらず、D項で追放されたという観点からいたしますならば、再び国民に報ゆる立場からいいますならば、あらゆる努力を盡して再び国民をこのやうな惨禍に陥れないということがステータメントとしての基本的な態度であると思つておられます。コンティネント・ポリシー、ソヴィエトはめ込み政策とか、ABCCLライン政策との比較において、そしてその中における破防法の歴史的な役割というものに鑑みて、戦争になる虞れがないかどうかという問題を伺ひたいしたい。

か。我々は朝鮮民族に対して実に気の毒な感じを持つのであります。この因つて来るべき原因がどこにあるのかというようなことをつづき考えて見ます。我々は十分な警戒を以て、日本を安全な平和な独立国家とするには相当の決意をここに懐かざるを得ないのであります。およそ世界民族において平和を愛さない民族がどこにありましようか。我々も平和の一日も早く来らんことを希うのであります。併しなから現実においてはさうになつておりません。如何にして世界の平和を招来することに我々は努力しなければならぬか、これは日本国民がお互いに手をつないで、これに対処しなければいかんと考えております。我々はどこまでも日本の平和と独立を維持するようにならなければならぬ。これがステイツマンの取るべき道であると考えております。我々も微力ながら祖国日本の平和と独立を祈願することにやぶさかでないのではありません。それには先ず第一に、日本内地の治安をどこまでも維持しなければならぬ。一たび治安が乱れば日本の国はどうなることか、産業も、経済も、政治も皆一朝にして崩壊に導かれます。何よりも先ず日本の治安を維持するということが急務であらうと考えております。然るに現実の問題をいたしまして、不幸にして暴力を以て日本の根本組織を破壊しようというような団体があることを疑わざるを得ないのであります。我々はこのことにおいてかこれに対処すべきことを考えなくちゃならぬ、この法案もその一環をなすものであります。繰返して申しますが、この法案自体によつて日本の治安を全面的に維

持できるとは考えておりません。あらゆる施策を以て日本の治安を維持すべきこれは一環をなすものと考えておるのであります。その意味においてこの法案は日本の平和、独立を招来すべき必要最小限度のものとして提案したのであります。決してアメリカの世界政策の一環をなすものとは我々は断じて考えていないのであります。

○中田吉雄君 原義、他の質問に対しては、暴力的な活動をするものを取締る。併し取締の対象は共産党であるというふうな言われましたが、共産党対策の基本的な態度について我々の持つ考えを披瀝しながら法務総裁のお考えを承りたいと存じます。先ず、私はなぜ中国が、遂に五億の民衆が共産党の毛沢東政権を選んで蔣介石政権を台湾におつぱり出したか、この歴史的な反省の上に立つて、今吉田内閣並びに法務総裁がとられてゐる共産党対策というものが、却つて日本を共産化するものであるという立場を述べて質問いたしたいと思ひます。御承知のように中国は一八四一年で、阿片戦争をきつかけにいたしました、イギリスが香港を取り、中国全土に亘りまして、治外法権、経済的特権を持つて中国侵略の第一歩を踏み出したわけである。更に日本がいつですか、大正七年に第一次大戦が起きて三年目ですか、四年目で、ヨーロッパ諸国が中国に対する手薄の隙を狙つて対支二十一カ條を引提げて中国を侵略し、そういう過程を経て、中国の蔣介石政権の基礎が非常に弱つて来ておる。そういう際に、日本が日露戦争、第一次大戦を通じて、巨大な勢力となつて、太平洋にお

きまして、アメリカと対立するようになつて来た。その際にアメリカの持つた政策は、蔣介石を扇動いたしまして、そうして猛烈な排日運動を起させ、遂に日本と中国とが戦火を交へなうてはならぬやうになつて行つて、このことが遂に蔣介石政権の力が弱つて来て、その隙を狙つて遂に中国共産党が中国全土に亘つて支配権を握つた。そういう観点から見ると、アメリカが今日本にとつています政策は、中ソ兩國が非常に大きな力になつた、そこで今度は日本を再び蔣介石の役割を果たさせよう、こういう立場をとつてゐることは、紛れもない事実であります。日本は……ソヴィエトが不凍港を求めて旅順港に来るときは、日本を援助して、日本を通じてソヴィエトを牽制する、こういう太平洋政策をとつておる。そうして日本がそれをきつかけに強力になつた場合には、今度は蔣介石を教唆、扇動いたしまして、日本と相対立するやうにして、そのことが遂に中国を今日の破局に導いた大きなものである。そういう観点からいたしまして、現在アメリカが日本にとつておる政策というものは、明らかに會つて蔣介石に強い立場をとつておるわけですから、こういうやうな立場をとつて、今後強力に推し進められて行きますならば、私は遂に日本は第二の蔣介石の運命を担わざるを得ないやうになる。破防法はまさにその先端をきるものである。木村法務総裁の善意にもかかわらず、私は遂にそういう歴史的な役割を担われるものである。こういうふうに思ふのですが、アメリカの日露戦争にとつた太平洋政策、更に大正の末期からとつた蔣介石に対する政策、現在の

日本にとつてゐる政策等を睨み合せて、一つそういう虞れがないか。破防法はまさにそういうやうな歴史的な役割を担うものではないかという点についてお答え願ひたいと思ふわけでありま。我が党は、共産党に対する最大の対策というものは、共産党は植民地の、外国の勢力の支配するところの富の貧困、不平等、疾病、社会的疾患、こういうやうなものこそ、共産党のほびこる基盤である。従つて漸進的な強力なる社会民主的な政策によつて共産党の新勢力を断つてしまふ。これが私たちがとしては、共産党に対する、或いは急進的な運動に対する最も効果的な対策であると思ふ。そういうやうな点からして、現在とられてゐる政策といふものは、私はそういうやうな方向になつて行く。中国の歴史に鑑みて、明らかに私はそうなると思ふ。今法務総裁並びに特務局長は、私はそういう役割を担つて一歩々々日本の運命を牽制の底に持つて行かれるものではないかと、ひそかに危惧するものである。この点では、世界観に対する相違もあると思ひますが、アメリカの世界政策と、中国の遂に陥つた運命に鑑みて日本がそういうやうなことになる虞れはないかといふことを、木村法務総裁にお伺ひいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) アメリカの世界政策並びに世界観このものについて我々はこの批判しようとは存じません。この世界政策、世界観について研究すると同時に、又ソヴィエト、中国の世界観、世界政策も又ひとしくこれは研究しなければならぬ。それらの対比研究については、私はここでは申上げることを差控たい、こう

考えます。ただこのアメリカの政策の一環として、破防法が制定され、提案されたものであるかということについては、私は明らかに申上げた。私は日本というものは、立派に今度は独立国家になつたものと考えております。又我々はこの独立国家をして日本独自の立場において、立派な平和民主国家を建設して行かなければならぬと考えております。アメリカの政策が如何にあろうとも、我々は独自の見解を持つて日本の国家の政策を推進して行くべきものであると考えておるのであります。而してこの法案も我々は日本の今後のあり方、日本が将来民主平和国家として進むべき一つの過程において、この法案は必要欠くべからざるものとして立案し、提案したのであります。これは私は繰返して申すのであります。日本の治安を維持することとは、日本の将来の発展において緊急欠くべからざるものである。その意味において、我々はこの法案の必要性を強調いたしたいと考えておるのであります。即ち日本の治安を維持する面において、現在の段階においては、必要欠くべからざるものとして、独自の見解で立案したのであります。決してアメリカの世界政策の一環を担つてやつたものでは決してないといふことを私は申上げたのであります。

○中田吉雄君 だか見解の相違だといふ立場で逃げられるかも知れませんが、私はこの政策が推し進められて行くならば、やはり第三次世界大戦への多くの危険を含むものだと思うわけでありま。例えはその例として、今年の昭和二十七年の三月十八日にウィリアム・ヒルマンという人が、ミスター・

持て、一つそういう虞れがないか。破防法はまさにそういうやうな歴史的な役割を担うものではないかという点についてお答え願ひたいと思ふわけでありま。我が党は、共産党に対する最大の対策というものは、共産党は植民地の、外国の勢力の支配するところの富の貧困、不平等、疾病、社会的疾患、こういうやうなものこそ、共産党のほびこる基盤である。従つて漸進的な強力なる社会民主的な政策によつて共産党の新勢力を断つてしまふ。これが私たちがとしては、共産党に対する、或いは急進的な運動に対する最も効果的な対策であると思ふ。そういうやうな点からして、現在とられてゐる政策といふものは、私はそういうやうな方向になつて行く。中国の歴史に鑑みて、明らかに私はそうなると思ふ。今法務総裁並びに特務局長は、私はそういう役割を担つて一歩々々日本の運命を牽制の底に持つて行かれるものではないかと、ひそかに危惧するものである。この点では、世界観に対する相違もあると思ひますが、アメリカの世界政策と、中国の遂に陥つた運命に鑑みて日本がそういうやうなことになる虞れはないかといふことを、木村法務総裁にお伺ひいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) アメリカの世界政策並びに世界観このものについて我々はこの批判しようとは存じません。この世界政策、世界観について研究すると同時に、又ソヴィエト、中国の世界観、世界政策も又ひとしくこれは研究しなければならぬ。それらの対比研究については、私はここでは申上げることを差控たい、こう

考えます。ただこのアメリカの政策の一環として、破防法が制定され、提案されたものであるかということについては、私は明らかに申上げた。私は日本というものは、立派に今度は独立国家になつたものと考えております。又我々はこの独立国家をして日本独自の立場において、立派な平和民主国家を建設して行かなければならぬと考えております。アメリカの政策が如何にあろうとも、我々は独自の見解を持つて日本の国家の政策を推進して行くべきものであると考えておるのであります。而してこの法案も我々は日本の今後のあり方、日本が将来民主平和国家として進むべき一つの過程において、この法案は必要欠くべからざるものとして立案し、提案したのであります。これは私は繰返して申すのであります。日本の治安を維持することとは、日本の将来の発展において緊急欠くべからざるものである。その意味において、我々はこの法案の必要性を強調いたしたいと考えておるのであります。即ち日本の治安を維持する面において、現在の段階においては、必要欠くべからざるものとして、独自の見解で立案したのであります。決してアメリカの世界政策の一環を担つてやつたものでは決してないといふことを私は申上げたのであります。

持て、一つそういう虞れがないか。破防法はまさにそういうやうな歴史的な役割を担うものではないかという点についてお答え願ひたいと思ふわけでありま。我が党は、共産党に対する最大の対策というものは、共産党は植民地の、外国の勢力の支配するところの富の貧困、不平等、疾病、社会的疾患、こういうやうなものこそ、共産党のほびこる基盤である。従つて漸進的な強力なる社会民主的な政策によつて共産党の新勢力を断つてしまふ。これが私たちがとしては、共産党に対する、或いは急進的な運動に対する最も効果的な対策であると思ふ。そういうやうな点からして、現在とられてゐる政策といふものは、私はそういうやうな方向になつて行く。中国の歴史に鑑みて、明らかに私はそうなると思ふ。今法務総裁並びに特務局長は、私はそういう役割を担つて一歩々々日本の運命を牽制の底に持つて行かれるものではないかと、ひそかに危惧するものである。この点では、世界観に対する相違もあると思ひますが、アメリカの世界政策と、中国の遂に陥つた運命に鑑みて日本がそういうやうなことになる虞れはないかといふことを、木村法務総裁にお伺ひいたします。

アメリカの行き過ぎた政策に対しまして自制と反省を求めるところの運動が、破壊活動防止法案という名目によつて抑えられて、そうして遂に我々はアメリカや木村法務総裁の善意にもかかりませず、遂に不幸な事態になるのではないかということを憂慮するわけであります。そこでこの法案によつては絶対にそういうような運動、例えば再軍備反対、警察予備隊の募集反対の運動というような運動に対しても適用されることはないかどうかというような点についてお伺いしたいと思ひます。

あるということを書いておる。更にアメリカの政策に、最近協調の色を示しておりますチャーチルの日記を見ましても同じようなことを言っておるわけでありませう。従つて私はどん／＼再軍備を強力に推し進めて行きますすなはち、曾つての歴史が示しましたように、遂に蓄積した武器で国際的な紛争を力で解決するといふようなことになつて来ると思ふわけでありませう。そういうことは木村法務総裁は強く否定されていますが、日本の国内には明らかにそういうふうになるといふ意見が総評を中心にした労働組合、或いは松岡同盟、或いは字識経験者その他の進歩的勢力には強くその点が過去の体験を通じて実感を以て身に迫つて、強くこの吉田内閣のとつておられる政策に対する批判が起きてゐるわけでありませう。そこでどういたしまして外国に対する軍事基地の提供反対、再軍備反対、平和憲法擁護というような澎湃とした国民の世論が巻き起ることは明らかであります。そういう点からいたしまして私はこの法案がそのような日本の健全な、

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今の御議論の要点は戦争反対、再軍備反対といふようなことがこの法案によつて阻止されるようなことがないかという御議論のようであつたと考えます。私はは政策の面については、国民は内閣の現にとつておる政策その他についての批判はこれは十分すべきであると思ひます。従つて戦争反対、或いは再軍備反対、これについての議論は堂々とするべしです。戦争賛成の議論もやるべし、反対の議論もやるべし、これはお互に言論を以てお互に議論を盡し合つて、そうして結論を出すべきだと考えております。要はそういう議論は議論として行方。又政策面については国民を代表する国会において論議すべきである、これを実行に移すべきである、こう我々は考えるのです。併しなすべからぬや、これを以てさうな主張を貫徹せしめようといふことに至つては、これは治安上捨て置くことはできない。民主、平和国家においては私は暴力の許すべからざることは皆さうな御賛成であらうと思ふのです。議論

を以て互いに納得し合うということに、ここに初めて民主政治の運営が円滑に行われるものと確信して疑いません。従いましてこの法案においてはさような議論をなされ、又それがために一種のデモをやるというようなことについては何も対象になるものではないのであります。ただ、その主張を暴力を以てやろうということにおいてはこれは私は民主政治下においては許すことができない、こう考えております。

○中田吉雄君 次にお伺いたしますが、アメリカのAP電報の三月二十六日のワシントン電によりますと、アメリカは日本に一大外交団を設置する、そうして情報センターというものを作る、そうして一九五三年の会計年度において五百三十万ドルの費用を以て一つの日本の啓蒙教育宣伝活動をやると、そうして日本に二十三方所の情報センターを作つて米人百三十五名と日本人六百名を擁して一大キャンペインをやると、そうしてその中心は中ソ兩國に対する反感をいやが上に増大せしめ、そうして第二番目には再軍備の必要を痛感さして行く、そうして憲法を改正して再軍備に持つて行く。この二つが情報センターの主たる任務であるということを言つているわけであります。これは明らかに行政協定の第十六條です。か、日本国において日本国の法令を尊重し、及びその協定に反する活動、特に政治活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務であるというふうに規定してあるわけですが、そういうふうなアメリカは厖大な一大外交団を以

て豊富なる資金を以て、そうして日本に一方的な情報活動をやつて、そうして日本を反共宣伝のアジアにおける最も危険な前線配置としての役割を果させる。こういうようなことは先ほど申しましたようにアメリカの諸政策はアメリカの善意にもかかわらず私は遂に戦

争になつて行く。そういう意味から言つて最大の教唆煽動と思う、内政干渉と思うが、先に木村法務総裁は原君の質問に対して、そういう外国の要請に對しては独立国になつたのだから日本國民として主體的な立場を以て対処するということを言われたが、この情報活動に對してどういう御意見を持たれておるか。私はこの運動こそ日本を破局に持つて行くところの最大の教唆煽動であると思う。最大の日本における破壊活動であると思う。この点は行政府協定の十六條に鑑みても明らかに一つの政治活動である。更はそういうようなことは我々が國際的なあらゆる情報を集めまして、それらの判断に基いておのずから國民的に形成されて行くべきものである。破壊活動の防止法案によつて一方の民主團體の意見はどのもののような御主張をなされようとも抑えて置いて、そういう一方的な活動を許して、このようなことになつて行きますと曾つて日本が反共の防共協定を結んだことが赴いた運命に又再び行かないということを保証することはできないと思うわけです。木村法務総裁は情報センタリーに對して法の權威を守る総裁としてどういふ態度をお持ちであるのか。勿論私たちといひしても決してアメリカと敵対しようという考えは持ちません。日本の主體的な立場を打ち立てまして、そうして相互の独立し

た国として最大公約数の掲揚できる場で世界政策を進めて行く、こういう立場をとる意味において私は情報センタリーの持つ役割というものは、破壊活動防止法案とからんで、極めて重大なものであるのだと存じますが、どういうお考えですか。

○國務大臣(木村實太郎君) 只今の外国通信によつてのアメリカ情報センタ―と申しまするか、そういうようなことは何ら私は関知しておりません。或いは私はそれは虚構ではないかと考へます。万一若しも今お述べになつたようなことが事実でありといたしますならば、我々は日本は御承知の通り独立国家になつたのであります。何らアメリカの指示を受ける必要はないのであります。又指示に従ふ必要はないのであります。アメリカがどういうことをやろうとすることか私は存じません。存じませんが、我々は独立国家として今後こういうような問題が仮にあつたとしても、これは対処して行くべきであらう、又して行かなくちやならない、こう考へております。

○中田吉雄君 それを知らないと言われることは非常に教唆、扇動というやうな問題を大きく取上げられて国民の權利、義務に重大な掣肘を加へようとする……法務總裁としては甚だ勉強が足らぬと思ひます。例えば三月二十九日の京都新聞或いは三月二十八日の日本経済、朝日その他各新聞に連載されてこれが非常に大きな、何とかして日本国民にそういうことを感ぜさせないやうにしなから反共の感情を植へつけて、そうして再軍備まで持つて行く、これが今後設置される日本外交団の最大の使命だということをや々と日本の

諸新聞に書いてあるわけなのです。そういうことで頗るお多忙な法務総裁でありますから御存じないといえます。若し、とやかく言つてもいいけれども、若し設置されましたら私はやはりこれは最大の教養、扇動である、そしてこれは最大の破壊活動にならないという保証がどこにもないと思うわけであります。これに対してどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私の関知しないというところはこれは事実かどうか知らんという事です。新聞の記事は読んでおります。併し果してそんなことが實際あるのかどうか、我々何らの交渉がありません、そういうものは……。それだから私は関知しない、こう申上げたのです。

○中田吉雄君 若しできたら……。

○国務大臣(木村篤太郎君) できたといいても日本の政府がやるわけではありせん。又アメリカが独自でそういうことを日本の民間の人に對して啓蒙、宣伝をやることがあるかも知れせん。それが若しも日本の法規に觸れるようなことがあれば断然処置して行くのが当然だと思います。それが教養、宣伝じやないかという、こういうことの御議論であります。何を教養、宣伝するかわけがせん。内容は、それによつてその行動を取調べなければ、若しも仮にありとして、そういう前提の下にありとして何をやるのか、何を教養、宣伝するのかというところは、その具体的事象を捉えなければここで輕々しく判断はできません。併し仮にそういう団体ができたといたしまして、日本で暴力行為を以てこの法案に規定してあるようなことを宣伝するというこ

とになれば、これは日本の法規によつて処断すべきが當然であらうと考えております。何を宣伝するか、それは具体的事象がはつきりわかつた上でなければ何とも申上げることができないのであります。

○中田吉雄君 日本の曾つての治安維持法の成立に鑑みまして、この法案がよき参議院において修正されようとも、私は再び治安維持法が通つたやうな過ちを侵す一つの橋頭堡になるものではないかというのを心配するものであります。そこで木村法務総裁にお尋ねいたしますが、御存じのやうに大正十四年に治安維持法ができて、昭和三年に現在の吉田内閣の前身である政友会におきまして田中義一が総理大臣であられた際に治安維持法に死刑と無期懲役を追加するという世界最悪の画期的な法案が出たわけでありす。誠に現在の政友会の後継内閣である自由党内閣において治安維持法に四改訂されておりますが、誠に感慨深く思ふわけでありまして、この法案が漸次改正されていふやうなものである、特に私に行き心配はないかどうか。特に私はなぜ質問をいたすかと申しますと、だん／＼と米ソの対立が激しくなつて治安維持法があつたやうに改悪されたと同じケースをとるのではないかと申すわけでありまして、先ず御存じのやうにアメリカが一九四七年にソヴィエト封じ込め政策をとつて、最初にこのことはトルコに對する膨大な軍事援助であります。そしてトルコが現在トルコは再軍備の費用のために国民生

活が非常に困難にたつてしまつて、そして却つてソヴィエトの脅威よりも国民生活の破壊の脅威のほうが大であるときえ言われているわけでありまして、そこでトルコにおきましては非常に重大な法案が現在トルコの国会にかけられてゐるわけでありまして、私はそういうやうな例えはこの五月四日のイス、タンブルの特電のA.P.電報によりまして、メンデレストルコ首相は現内閣に對しまして批判を行なつた場合をこれに一年乃至六年の投獄の刑に処する旨の法案をこの国会に提出してゐる。そしてこれは明らかに政府反對及び中立系の新聞を對象としたもので、與黨の人民共和黨はこれを新聞の自由に對する非民主的の挑戦であるとして非難して現内閣に對して非常に批判されてゐる。アメリカがとつてゐる世界政策をずつと推し進めて行きますならば、トルコが現在置かれてゐるやうな地位に日本も行くことは、これはもはや世界の動きを見るならば明らかであります。そういう点で私はそういうふうに変えられて行くのではないかと申すに、日本と同じやうな政策が更に強く進められてゐるのは南朝鮮であります。李承晩大統領におきましても最近のうちに政府反對の議員を数名逮捕したり、そして非常な強圧政策をとつてゐるが、南朝鮮の議會は遂にこの李承晩内閣に對して非常な異議を申出でて行つてゐるわけですが、私はそういうふうな漸次治安維持法が通つたやうな経過を辿つて行くのではないかと申すに、トルコに對して、この法案が修正され、どのような形でも一度生れまじたらば遂にそういう方向に行く虞れがあ

る。アメリカの世界政策を最も強く押し出されたトルコ並びに南朝鮮の状況を見まして、そういうふうになるのではないかと申すに、心配するものであります。その關係についてどういふ法務総裁はお考えであるか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは十分にその治安維持法と本法案とを御対照を私は願ひたいと思ひます。この治安維持法といふのは結社をしたり結社に加入することを禁止し、そしてこれを刑罰の對象にしてゐるのであります。ところが非常にこの治安維持法の悪用された一つの重点であります。而もこれに對して予防拘禁、保護検束なんというものを濫用されたのであります。而も刑罰については非常な大きな刑罰を考へておるということでありす。而もその目的とするところは団体の変革とか、私有財産制の否認という漠然たるものであります。そういうことを目的として結社をしたり結社に加入したりする者までも何してゐるのであります。ところが本法案においてはどんな結社を作ろうと、どんな結社に加入しようとする自由勝手でありす。これは憲法に認められた原則に基いて一歩もこれは侵さることは無い。従つて昔の治安維持法について非常な心配を持たれるかたは十分この点を御検討願ひたいと私は考へております。この現在の法案におきましては高度の凶悪犯罪をやろうとする、やつた団体、若しくはそういうことをなした者を処罰しようといふのである。およそこの法案の立て方が違つてゐるのであります。私はもう前々から繰返して言つてますが、この法案においては第三條に

おいてちやんと明らかにこの對象となるべき破壊活動の定義をはつきりさせ、而もその団体とはどういふことをする団体であるかといふことを明確にして、いやくも濫用の虞れのないやうに十分の我々は考慮を払つたと思ひます。およそこの治安維持法の立て方と本法案を異に……根本的に立て方を異にしてゐるのであります。この法案によつて昔の治安維持法に代るべきものじやないかといふやうな御疑念は、十分法案を對照研究されまじと、私は一掃されるものであらうかと、こう考へております。

○中田吉雄君 この三つの法案の全体を見ますと、木村法務総裁の御説明にもかかわらず、基本的な人権、集會、結社、その他の自由に對する非常に多くの制約が起ると思ひます。然もそれを犯した者に対する罰則規定は極めて峻厳だと思ひますが、それに比べてこの規制の基準は第二條を見ましても非常に訓示的な状態で、一方に對しての、そういうことをやつた者に対する刑罰の規定が峻厳であるにもかかわらず、行き過ぎた行動をとつた者に対する規制の基準が非常に淡々としたといひまして、これでは職權の濫用の虞れが非常に強いと思ひますが、木村法務総裁はそういうやうなことがこれで十分防ぎ得ると思ひますが、その点について伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは念のために申し上げておくのであります。が、私はこの法案によつて憲法に定められてゐる基本的な人権は守られるやうに十分考慮したつもりであります。集會、結社も何もこれは對象にならないのであります。これはよく熟読

玩味して頂きたい。そうして今御議論の第二條の濫用の点についてはどうか、こういうことでありますが、これは私は非常に考慮を払いまして、いわゆる調査官に対して強制調査権を持たせないのではありません。任意調査であります。そこで私は申し上げたいのは、いずれの法律におきましても、行き過ぎた行為をなす者がないとは限りません。そこでこの法案におきましても、仮に行き過ぎた点があるとしたしますと、これは刑法第九十三條の規定によつてもこれは処罰し得るのであります。又場合によつては懲戒処分もできるものであります。それらの点から見まして、行き過ぎの点があれば十分な手当は私はできると考えております。ただこの行き過ぎの点があつてはならないから、十分の考慮を払うべく第二号によつてその準則を定めて、いやくも行き過ぎのないようにということをしてこれに明示しておるのであります。この運用についてはこの法規と共に我々は十分の考慮を払つて慎重に事を処置して参りたいと考えておるわけであります。

○中田吉雄君 なぜそういう質問をしたかと申しますと、私は先般地方行政委員会の他の委員のかたと一緒に、京都のメーデー事件の調査に参りました。明らかに労働組合でも問われるべき行動があります。併し京都の市警の警察官のつた行動についても、木村法務総裁の監督下にある警察官のつた行動について、明らかに法に違反する行為をなしているわけである。それは他の調査団のかたはどういう御見解をとられたか存じませんが、島津の労働組合の組合員がメーデーに参加いたし

まして、疲れてラムネ屋に入つてラムネを飲んでゐるところに、うしろから来て、警棒で乱打をいたしまして、重傷を負わしているわけでありまして、そしてこれに対して、極めて島津労働組合は、種々な組合である、そのために警察と、そういう民主的な労働組合が完全に意見が対立して、国民から遊離するような憂うべき結果になつてゐるわけでありまして。そういうことに対して、労働組合が警察署長のところに行つて、破壊的な行動をとつた者に対して取締りをなされると共に、警察官のかかる職権の濫用に対して、捜査して直ちに処罰するようにということも言つても、絶対言を左右にして、殆んど不問に附して、労働組合と鋭く警察が対立した。そういうものに対して、刑法の第九十四條の特別公務員の職権の濫用罪、或いは特別公務員の暴行、凌辱に対する罪というものが何ら適用されてゐない。調査もしてゐない。それが只今濫用の虞れは絶対ないと言われる木村法務総裁の指揮下にある警察官であります。自治警、国警が来て、応援に来たりしてやつてゐる。そういうことがある場合に、我々といつたしましては、只今のような説明ではなかなか問題があると思つてゐるわけでありまして、それらを考へて、どういふふうな防止できるか。職権濫用を防げるのか、その点が私京都に参りまして、非常に種々な労働組合と、検察庁、特審局といふようなものが対立して、非常に今後の捜査活動も好ましくない傾向が出てゐるわけでありまして。そういう京都のメーデー事件に鑑みて、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(木村憲太郎君) 一言お断り申しておきます。私は警察に対して何の指揮権もありません。この法規の建前上何らの権限もありません。事實上監督権はありません。それだけお断りしておきます。どうぞ警察法改正については御賛成を願ひます。(笑聲)そこで今具体的な問題であります。どういふことが行われたか、その具體的の事情を十分調査しなければわかりませんが、若しも今言われましてやうな嫌疑について、不穩、不当な行動がありますると、刑法の公務員の規定、それによつて処分することは、当然であります。公正な検察庁において私は調べれば、問題は解決するのじやないかと考えておりますから、若しもそういうことと事実がありますれば、告発でもされれば、十分に検察庁において取調をすべきものであらうと、こう考へております。

○中田吉雄君 時間が過ぎましたのでやめて、吉川さんがやられて、それから若木さんの時間がありますから、それを私が頂いて……

○委員長(小野義夫君) あなたの持時間以上にはなつております。けれどもそれはあとで時間が余れば、幾らでも差上げます。

○中田吉雄君 若木さんの時間をもらふことにしますから、さよう御了承願ひます。

○委員長(小野義夫君) はい。それでは吉川さん。

○吉川末次郎君 私は病気で半カ月ばかり療養しておりましたので、皆さんが御質問になつたようなことを十分に承わつておりませんので、重複するやうな点がありましたが、お許しを願ひたいと思つておりますが、今中田君

が世界政策について大演説をせられましたが、そういうことを私はしようとは今思つておりませんので、中田君の説には賛成のところもあり、反対のところもあるものでありますが、極く一つ二つの点についてこの機会に木村法務総裁に御答弁を願ひたいと思ひます。それはこれも実は私病氣のために退席いたしまして、昨日聞かなかつたのでありますが、今朝の日本経済新聞を見ますと、昨日この委員会におきまして、地方行政委員の岡本愛祐君が、本法案に関連いたしまして、天皇制の廃止について、これは今後は本法案に規定するところの内乱罪に該当するものとして、やはり本法案規定の処罰の対象になるのであるかどうかといううな面、まあ御質問があつたやうに新聞紙面では拜見いたしたのであります。ところがそれに対する答弁として、佐藤意見長官が、天皇制の廃止は刑法第七十七條に規定するところの内乱、朝敵を暴乱するところの内乱に關する罪である、こゝういふやうな御答弁が新聞に出ておるのであります。新聞紙を通じての私の了解でありますから、誤つてゐるところがあれば御訂正を願ひたいと思つてゐるわけですが、それについての……これは重大な問題であると思へますので、意見長官は私は直接的に政府を代表してゐる立場にあるかたではないかと思ひます。政府に対する法制上の意見を具申せられるのが第一の職務であるかと思ひますので、法務総裁のこれに対する御意見をこの際明確に承わつておきたいと思ふのでありますが、私が引用いたしました新聞記事の文言であります、誤知の通りやばり刑法において規定され

ておるのであります。これは申すまでもなく、国家の基本制度を暴動、暴力を以て破壊せんとすることなのであります。これは昨日も申上げたのであります。昭和十六年に、時の大審院において有名な神兵衛事件について下されたものがあります。これにも国家基本制度を暴動を以て破壊したのか……。国家の基本制度は何であるか。これに当る。我々の意見といたしましては、この憲法に規定されておる基本制度であります。内閣制度、或いは議院制度、或いは裁判制度……。天皇制度はそこに入るから入らんか、我々に入る、こう考えます。と申しますのは、憲法第一條によつて、明確に天皇は日本国の象徴であり、日本国民の統合の象徴であると、ここに天皇制度といふものは確立されているわけですね。又あとの條文によつても、天皇によつて行われるべき詔勅制度、その他のものは、憲法によつて確立されているのであります。これは議院制度、或いは内閣制度と同一に見た一つの憲法に定められた基本制度と考えております。この制度を暴力を以て破壊しようとするなれば、まさにこれは内乱罪を構成するものであります。従つてこの内乱を目的として組織され、そうしてそれを実行に移し、又移す危険のあるとするべきことは当然であらう、こう思うのであります。ほかの詳しいことは政府委員のほうよりお答えいたさせます。

るものである、従つて国会制度を否認すると同じように内乱罪である、こういふような御答弁があつたと思うのであります。朝憲という言葉が、この刑法は旧憲法時代の明治四十四年の刑法がそのまま継承されておるのでありますから、朝憲という言葉が果して新憲法に副うところの言葉であるかどうか。私は朝憲という刑法のこれは、まあそういう文言が現実に存在しているものであります。これはやはり旧憲法の精神に基づくところの言葉であつて、今日では甚だ新憲法の精神と照応して不適当な言葉ではないか、改訂し得るならばこういう言葉それ自身も改訂しなければならぬのじやないかと思つてあります。それについて木村法務総裁の御所見をお聞きしたいのが第一点。それから第二に、七十七條によりますと……、暴動といふ言葉があるのではありませんか、そうした現実的な暴動化した……、まあ暴動の意義であります。そういふことになくして、先ほど引例いたしましたような雑誌、新聞等に天皇制の廃止を主張するところの論文を記載するということは、本法案の内乱罪の対象にならぬのかどうか。それからお答えがなかつたのであります。更にもう少し行為を強化したものとして、天皇制の廃止といふようなことを書いたプラカードを担いで、東京ならば東京の市中をねり歩くような行動をしたときには、それは内乱罪を構成することにならぬのかどうか。今日天皇制の廃止を主張する人は……私の意見は申しませんが、先ほど申しましたように、私非常に数があると思はれるのであります。又民主主義といふ言葉がデモクラシーとい

う言葉の訳語であるといふしますと、いうとその言葉それ自身がアンテイ・モナキーといふ言葉から私はスタートしたしておるのではないかと考えるのであります。歴史的にも非常に何と云いますか、非常に広汎な人が内乱罪に問われなければならぬといふようなことに現在でもなるのではないかと云はれるのであります。今申しましたような点についてもう一度はつきり御答弁を願ひたいと思ひます。

を暴力によつて破壊せんとすること、即ち刑法の七十七條に該当するものと、こう解釈いたすべきものであると云へます。そこでプラカードの問題が出ましたが、單純にプラカードを掲げて天皇制反対といふだけではこの規定の対象とはならないと申上げたのであります。これを十分に御熟慮下さい。その点のことは明瞭になると思ふのであります。第三條の一口において、この法規に規定する行為の教唆若しくは煽動、これは一種の内乱罪です。いわゆる暴動を起そうといふのですから。又はこの法に規定する行為の実現を容易ならしめるため、いわゆる暴力を以てかような基本組織を破壊させることの実現を図るため、やろう、文書で以てやろうといふのであります。これが一番危険なものである。ただ批判したりするようなことは、まださういふ暴動を容易ならしむるような行為をとるといふような程度に至つていないのであります。その点においては私はこの規定の対象にならん、こう考えております。

国家主権、或いは国家を代表するものとしての君主主権の觀念でそうしたお答えをなさるのには、それは主権は人民にあるといふ新憲法の考え方が一切の法律の基本法であるといふ見解からいたしまするといふと、過去における時代錯誤的な裁判所の判決を盾にとつてお考えになつていふように思はれますので、もう一度、くどいようであるが、それについての觀念を明確にして頂きたい。それから大体プラカードに天皇制廃止といふようなことを書いて持つてねり歩いて、それは罪にはならんといふお答えでありましたが、まあ結構であります。然らばさうしたことの限界についてもう少し違つた例が何かを引いて、これはもう一度明確にして頂きたい。こういうことを一つお願い申上げておきたいと思ふのであります。それからなおそれに關連して、これは滑稽なような話であります。戦後熊澤天皇といふのが出て來まして、この間も家來を五人ばかり連れて參議院の各控室を歴訪して、陳情に來まして、私もその陳情を受けたのであります。天皇の陳情を受けるほど私に偉くなつたと思つて喜んでおるのであります。が、(笑)彼の言ふところによりますと、現在の天皇は足利義満の落胤であつて、いわゆる万世一系の血筋ではないといふことを言つておるわけでありまして、で、まあさういふ……三宅坂に行く途中の電信柱に、さうしたポスターが貼つてあつたと思ふのであります。が、熊澤天皇がやつておられるような行動、それはどう考えたいものであります。それについて一つ御見解を併せてこの機

○吉川末次郎君　もう少し割つて、更に御答弁をお願いしたいと思ふのであります。新聞の記事によりますと、佐藤意見長官は、朝憲を紊乱す

○吉川末次郎君　もう少し割つて、更に御答弁をお願いしたいと思ふのであります。新聞の記事によりますと、佐藤意見長官は、朝憲を紊乱す

○吉川末次郎君　もう少し割つて、更に御答弁をお願いしたいと思ふのであります。新聞の記事によりますと、佐藤意見長官は、朝憲を紊乱す

○吉川末次郎君　もう少し割つて、更に御答弁をお願いしたいと思ふのであります。新聞の記事によりますと、佐藤意見長官は、朝憲を紊乱す

○吉川末次郎君　もう少し割つて、更に御答弁をお願いしたいと思ふのであります。新聞の記事によりますと、佐藤意見長官は、朝憲を紊乱す

会にお話を願いたい。

○國務大臣（木村篤太郎君）

たします。いわゆる朝敵の暴乱の意義であります。私の引用した大審院の判例は旧憲法下においての議論である、これは考える必要があるのじやないかという御議論であります。私の今申上げましたのは、新憲法下においてこれを如何に解釈すべきか、こういう観点から申したのであります。この旧憲法において朝敵暴乱というものはいろいろに解釈されておりますが、これは新憲法下においても国家の基本秩序、これを守るのだということは、私は間違ひなかつたかと思ひます。殊に我々の考えといたしましては、憲法をどこまでも国は擁護して行かなくちやならん。これは、憲法は日本の基本法であります。これは、憲法法において認められた制度、これはいわゆる社会秩序の基盤になつてゐるのであります。その制度を暴動を以て破壊するものは、これは七十七條の規定の対象となる、こう考へてゐるのであります。決して旧憲法下の思想に捉われた議論ではないののであります。どこまでも新憲法を基本にして解釈したい／＼な議論である、こう考へております。今熊澤天皇の話が出ましたが、熊澤天皇が何を言おうと、そんなことは一向問題にする限りではないのであります。この法案なんかによると、そんなものは決して対象となるべきものではありません。○吉川末次郎君 天皇制が新憲法の基本的なものであるというお答えについておるのではありません、新憲法の基本的な精神は民主主義であり、又平和主義で

ある日本が文化國家として再生するといふことこそが、この新憲法の前文に書かれていることが、私は基本的に観念であつて、第一條以下の、第一章に書かれておりますことは、それに対する陸止といふようなことを仮に唱えるものがありまして、私は賛成とも反対とも申しませんが、それは、例えば憲法の第八章の地方自治については、第九十五條の地方公共団体に適用される特別法といふものは、その地方公共団体の住民の投票の過半数の同意によつてこれをきめるのであるといふようなことをば改正するのと同じような、單なる憲法の基本的な問題でないところの一部分の條章を私は改正しようとする憲法改正意見に過ぎないものである。私はこのように考えるのであります。私は併しまあ、こういうことを議論をしておりまして、意見の相違でありますからそれ以上はお答えを求めませんが……。

それからもう一つほかの問題で、もう一つだけお聞きしたいことがあります。これも或いはほかのかたがすでに、お聞きになつてゐるかと思つて、ありますが、本法案の第四條その他に関連いたしましたところの団体の特定の役職員、關與したところの団体の特定の役職員といふようなものの、又は構成員といふようなものについての行動を禁止する規定、或いはその第五條に、団体の役職員又は構成員は如何なる名義においても同條第二項の規定により、禁止を免れる行為をしてはならない、こゝういふようなこの団体の代表役員等についてのいろいろな禁止條項や、或いは例へば罰則項がこの法案の中に規定されてお

るのでありますが、これは今中田君がお話になりました京都のメーデー事件の調査で、私も中田君と一緒に参つたのでありますが、向うで地方的な共産党の幹部の、昔私の同志であつた男といろ／＼話をしたのでありますが、同君の言うところによりますというところ、京都地方におきましての共産党の登録されているところの黨員は、一時は三千名ぐらいあつた。現在はまあ七、八百名ぐらいである。これはまあ警察当局が話しておるのでありますが、そういう名を出して、登録しているところの黨員以外に、實際上の共産党の黨員というものはどれだけあるか、自分にもわからないと……。警察当局は或いは十倍ぐらいであるかも知れないと言つておるのであります。五月一日に、東京のメーデー事件よりスケールの小さいか、或いは同様なぐらいの暴動事件が起されたのでありますが、そういうこと、計画等についても、明確なるものには、言葉が悪いですが結局木偶の坊に使われておるのである。この法案が所期していらずしやるところの暴動を企むといふようなものは、むしろ名を出してないところの共産党についてならばそういうことが言えることになつておるのであります。従つてそういう名を出してない、悪く言うならば木偶の坊に過ぎないところの国会議員であるとか、地方議員になつていゝうな共産党の黨員を對象にして、いろ

いるな。然則規定や、或いは改正規定を
お作りになつても、結果においてその
所期の目的というものを達成すること
ができないようになるということが現
実の事態ではないかと考えるのであり
ますが、これについての御見解を一つ
承りたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。いろいろ「団体は千差万別の態様を持つておりまして、或る種の団体におきましては、確かに御質問のようになり、又その裏面におきまして非公然の地下組織を結成しておるといふような場合もあり得るか考えるのであります。この場合におきまして、公然組織が非公然地下組織と一体をなして一つ一つの団体を構成しているものと実質上認められるものか、或いは両者の団体が金然別個の団体であるかということについては、具体的に当該団体の実態につきましてもこれを調査して、改正すべき問題ではなからうかと考えるのであります。この法案におきましては、いやくもこの一つの団体が暴力主義的破壊活動を団体の活動として行い、将来継続又は反復して、更に暴力主義的破壊活動をなす虞れありと認められます場合には、その団体が公然団体たるか非公然団体たるか一様にこれを規制する建前になつておるのであります。

○吉川末次郎君 それは団体というよりな構成になつていないのじやないかな。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。団体につきましては、第三條の一項に定義が置かれております。單なる群衆或いは一種の集會と異なりま

て、少くとも共同の目的を達成するた
めに多数人が継続的に結合したもので
なければならぬ、かような建前が
なら、この団体におきましては個人の意
思とは離れた団体意思というものが結
成される。その団体意思に基いて、役
職員なり構成員がその意思の実現のた
めに活動をするという建前になつてお
るのであります。かような実態が認め
られる以上、それは現実の問題といた
しまして、第三條第二項に該当する団
体である、かように考えております。
○吉川末次郎君　やはり京都で聞いたた
ことでありますが、あなたの部下であ
る地方の特審局の人が言つておるわけ
であります。要するに非登録の共産党
員は京都地方においても幾らあるか自
分にはわからぬ。従いましてそれらの
労働組合の中にオルグとして入つて
て、そして共産黨的な方向に、今まで
の成熟してないところの労働者をば
リードすることに努力しておる。併し
数もどれだけあるかわからない。何も
わからぬ。ただ推測は、或いは十倍く
らいもあるのだやないかと思ひますと
いうような話でありましたが、あなた
はそうした立派な外形的な形式を置
たところの団体でないものも、この対
象になるということをお言ひになつ
た。勿論そうであるべきでありまし
うが、それがあなたのほうでわかつて
いるかどうか。若しよくわかつてい
ならば、徳田君や野坂君なんかも、地
下にもぐつておつても、いつまでも
われなはずはないと思ふのでありま
すが、今のお話について相当な確信を
持つて言つていらつしやるのですか、
どうですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。先般この法案御審査の便宜のために、いろいろ客観的な文書の資料を委員に提出いたしました。又この資料に基く概括的な説明もいたしました。現在或る種の団体がかような暴力主義的な破壊活動を行なっているという疑いを深めざるを得ない。その団体の実態につきましては、目下私どもにおきまして、関係機関と協力して調査中であります。出先の京都支局の一調査官が何かこの点につきまして申し上げたようでありまして、大変恐縮であります。私どもといたしましては只今申し上げた通り、この実態把握のために全力を挙げて調査を進めているわけでありす。まだその全貌を証拠を以て立証し得るような段階には到達しておりません。

○吉川末次郎君 木偶の坊ばかり追い廻さないように、追い廻していても何にもなりませんから、はつきりそういうことはわかるだろうと私は思います。がね。私はこれで終ります。

○中田吉雄君 木村法務総裁に、先に警察の問題、私誤解しておりました。警察の問題、それは別にあつた京都のメーデー事件におけるように、全然暴力主義活動をやらないで、善良な極めて健全な民主団体の諸君がラムネを飲んでおるところを、うしろから打つて乱打して出血させて、そうして京都市の市警に対して、嚴重に組合の代表が抗議して、検察庁にも行つてゐる。そういうのを一方のはうはどしどし取締り、捜査権を発動してやりながら、警察は法務総裁の所管ではないのであります。が、検察庁はあなたのほうの管轄

であります。そういったしますと刑法の何條ですか、百九十一條ですか、それによつて当然そういうような輿論があらますれば、善良な組合員が被害を受けまして、そういうことをこれによりまして、捜査官は必要と認めるときはみずから犯罪を捜査することができ。必要を認めないというふうに放つて置くことが正しいと思われませんか。私としてはやはりそういう破壊活動をやめるものを要請に取締ると共に、そういう誤つた行動をした者に対しては、やはり同様な措置をとることが、検察官としても適当だと思ひますが、それは東京のメーデー事件にもあるわけですから。ところがそういうものに対しては、我々は捜査権が発動されたことも知らない。それは法務総裁は警察官のそのような行動を安当だと思ひになりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今のような実例がありますれば、これは検察庁では恐らく行使してないだろうと思つておられます。こういうことを明白に立証ができれば、検察庁で正式に告発の手続をおとりになる。又他方には、ここにおられる伊藤委員なんか、非常に熱心におやり下すつておられます。人権擁護委員というのがあります。それらのほうへ連絡をおとり下すつて処置をされれば、恐らくそのまま放置しておくというふうなことはなかるうと思ひます。

○中田吉雄君 その問題はこの程度にしまして、このあと、京都のメーデー事件の調査に行きまして、私、特審局のかた、国警、自警、二つの公安委員、労働組合、その他の代表と會つて、特

に警察、検察官並びに特審、その他の人が、非常に現在とられてゐる吉田内閣の政策について、確信を持つて捜査活動をやつてゐない。これは非常に重大なことだと思ひわけでありす。それはやはり曾つての治安維持法を強力に推し進め、或いは思想検事をなかつてやつて、日本が破局にまで行つて、そうして戦後そういうことをやつた人が追放された体験を持つてゐる。そういうことが、今とられておる政策というものを、曾つての体験に照し合せて、非常に躊躇逡巡して、私京都府で聞きましたところ、もはや取締の活動によつては、捜査活動によつては、検察活動によつては、このような問題は処理することができない。二つの相対立する国際情勢のそういう大きな世界観の問題と取組んで、政治的に解決してもらわなくてはならない。きないと言つて、私たちは、異口、同音にそういうことは政治家の責任ではないかと言つて逆襲されると言ひます。か、それほどやはり成長しておると言ひます。曾つての誤つた体験から、こういう貴重な体験から、そういうふうになつておるわけですが、私はこの点について法務総裁並びに特審局の指導部のかたがお考えになりませんか、非常にこれはよくぞ奮勇のある人でないか、こういう法律を作つても、なかなか多くの問題がある。私はそういう体験をしたわけでありすが、直接検察当局の關係を担当しておられます木村法務総裁としては、そういうお感じはありませんか。その点について……

○国務大臣(木村篤太郎君) 二つの世界観、世界政策をとつておる国の間に挟まれて、將來日本がどういう態度をとり、どういふ世界観を持ち、政策を持つて行くかということは、これはなかなか重大なことでありす。これは国民諸君と共に大いに考慮すべき問題であらうと考えております。併しこれは現実の問題といたしまして、勿論この破壊活動については、國際的に繋がりがないとは申しません。あることの実証は率がつつあるものであります。少くともこの法案におきまして、差当りかような破壊的活動を行わんとする団体を規制する必要ありと認めておるのであります。繰返して申すようでありすが、我々はこの法案によつて、全面的に日本の治安を維持でき、そういうことは考えておりません。これはどこまでもその一環をなすに過ぎないものでありまして、少くともこの法案によつて差当りの措置はとり得るものである、こう考えております。政策には政策を以てする、これは当然のことでありまして、我々はこの民主主義国家において、何よりも先ず納得の行くような政治をとり、そうしてこれに対して批判があれば批判をする。併し事は平和裡に行ななければ、日本の民主国会というものは建設できないのである。どこまでも言論は言論を以てし、政策は政策を以てするといふことではなけれいかん。一たび暴力を以て自己の政策を遂行する、或いは自己の主義主張を貫かんとするに至つては、日本の治安の面から言つて、これは捨てて置くことができない。かるが故に、この法案はさような場合に対処して最小限度のものである、こう我々は見ておるのであります。

○中田吉雄君 どうも木村法務総裁とは國際情勢に対する見方が非常に違つておるので、意見の交又点がないので無理ですが、私はこの点をお伺ひして見たいと思ひます。日本の多数党内閣の、圧倒的多数を持つた内閣は殆んど兎兎に倒れてゐる。治安維持法があつたにもかかわらず全部兎兎に倒れてゐる。それと、大正十年原内閣が二百八十四名で持つてゐて倒れてゐる、その後進である現在の自由党が丁度二百八十五名で、かような運命を担うとは申しませんが、原内閣はやはり二後進じやないかと呼ぶ者あり。後進である自由党内閣がそういう轍を踏むとは申しませんが、とにかく大正十年に二百八十四名を持ちながらあえない最後を遂げている。更に昭和五年に濱口内閣が二百七十名という多数党内閣を持ちながら濱口雄幸氏もあえない最後を遂げて、更に自由党の前身である政友会で大善氏も昭和七年三百三名という憲政史始まって以来ない多数党内閣を組織しながら殆んど倒れてゐる。而も治安維持法があつた。そういうような点から考えまして、私は自由党の現在とつてゐる強力な政策を推し進めて行きますならば、どのように言われようとも戦争への道を一歩々々行く。こういうような關係からいたしまして国内の対立は極めて激化して行く。私はむしろこの破壊活動防止法案こそ破壊活動を引き起させる最大の案である。何と言つても日本の多数党内閣が議會政治において大きな過ちを犯したのはやはり議會において言論の自由が十分確保されない。少数派の意見に対して寛容でない、先ず十分討論をやる。少数派の意見に対して寛容である。多数

決の意見に従う。民主主義の議會政治のルールを守らんことによつて、そして資本主義が激化して来るにもかかわらず、それに対して社会主義的な漸進的な改革もとらずに對外侵略の方向をとつて行くような政策をとることによつて遂にそうなつて行く。私は自由党の現在とつて、木村法務総裁が主観的にどのように考えられようか、私はそういう轍を踏まざるを得ないと思う。この法案こそ、自由党が現在とる政策に対して非常に強力なる非難がある。そこで自由党の内閣も余命幾ばくもない。そういうようなことからいいたしましてこれは自由党の安全保障法案、自由党の安全を保障する。国民の健全なる輿論を澎湃として高めて、そして多数党を以て自由党に反省を求め、国民の輿論を強力に国策に反映する。そういう健全な運動を創る所で、現在ですら我が労働組合の諸君に接して見ますと、どんなに彈圧が到る所にあるか、この破防法が修正されようが、相当大幅な改正をされようが、これをきつかけとして私はそのようなことはきつと起きて、そしてやはり日本が治安維持法の下に踏んだ過ちを犯すと思う。現在の自由党の内閣が私に曾つての三つの内閣、その内閣がつたようなことになると思うが、木村法務総裁はそれに対してどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今中田君から意外なことをお聞きしたのであります。私はこの民主国家途上において是非とも暴力を否定して行きたいという考えであります。暴力政治であつてはならぬ。如何なることがあつても政策には政策を以て、言論には言論を以て相対処すべきである。暴力はどこまでも否定して行かなければならぬという観念を持っております。中田委員の仰せによりますと、原内閣、濱口内閣、犬養内閣は結局その当時のあの兎奴によつて倒れたのである、或いは自由党内閣においてもさようなことがあるかも知れぬ。私はさようなことがあつては日本はどうなるのであるか。これを憂えるのであります。ただその点を憂うるのであります。そうするといたしますと必ずしも自由党内閣だけじやありません。或いは時の内閣はどういう内閣ができるかわかりません、そういうときに又暴力を以てその内閣を倒そうというようなことであつたら、日本はどうなりまして、これは世界の歴史においてもしばしば見るところであります。これは遺憾なことであります。さようなことになつては相成らんから、我々はこの法案を以てさようなことのないように、いわゆる政策には政策を以て、言論には言論を以て民主主義國家を維持して行きたい。民主主義政策がどこまでも実行ができるように、こういう念願から我々は法案を作成しているのではありません。他意ありません。この法案によつて戦争へ導く、私は全くその点において中田委員と見解を異にしております。我々はこの法案によつて何が故に戦争へ導くか、こういうようなことは私は想像だに苦むのであります。ただ、我々は正しき民主政治を行いたい。暴力はどこまでも否定しなければならぬ。民主國家において一番肝要なことは暴力の否定であります。これが国会において一つの政党が積暴を極めれば、国民の輿論に訴えてそう

してこれは滅する。我々は例えば憲法において国会議員の任期は四年に限定されておる、ここに含みがあるのではありません。四年來れば国会は自然的に解散され、このときに改めて国民の輿論に問うて、自分の政策を遂行せんとする同志を集めて、同志と共に政権をとりになればよろしい。その途に出でずして、そういうような暴力行為を是認するような言葉を言われたことは、実に中田委員としては遺憾だと思ひます。

○中田吉雄君 暴力を肯定しているというやうなことは絶対にない。歴史的なやうな三つのことがあつたということやうな三つのことがあつたという自由党の現在とられてる政策というものは、例えば個人の身体に例えて言へば非常に不衛生をやつておる。それは例へば大きな腫物をできる、それは腫物を出してしまわなければならぬのに、破防法というやうなもので縛りつけて、我々が社会革命をすつと、フランス革命にしても、イギリスの改革にしても、アメリカの独立戦争の歴史を見ても、我々が革命をせずに漸進的な改革をするためには、ジョン・スチュアート・ミルが言つておるやうに、やはり革命の月賦払い、漸進的な改革をやります。そして、そういうふうになくすることこそが、これはそういうふうにするものであるというふうに考へるわけでありまして、私がこのやうな三つの例を述べたことが暴力を肯定しているものではないかともない。その点は念のために申上げておきます。今日日本が、吉田内閣がつつてる政策が戦争に通ずるものでないという見解

については、我々はこのただ記録にとどめる程度にしか出ないのは誠に遺憾であるし、多くの世界の識者は例へば社会主義の左右両派が入つております社会主義インターナショナル、これは力による平和ということや或る程度は認しておる社会主義的な党であります、団体であります、それにおいてすら、最近アメリカのとつては力による均衡という政策を、これ以上更に世界的に推し進めて行くなら、遂に先に申しましたやうな蓄積した武器で国際的な矛盾を解決するということにならぬから、この政策は改めなくては行かないということや、はつきり言つておるわけでありまして、そうして例へばウオールター・ヒツプマンにいたしまして、その他多くの国際政治家が、共通して言つておる。我々といひましては、どうしてもそういうふうにならざるを得ないと思ふ。私は特にこの際最後に、木村法務総裁の御答弁は求めませんが、何といつても昭和三年に田中義一内閣におきまして治安維持法を改正いたしました、死刑にまで引上げ、協議示唆というやうなもので含めて行く、これに對しましてはさすがの政友会ですら反對があつたので緊急勅令で改正されておる、そしてそのこと、その当時資本主義の矛盾に對しまして漸進的な改革を講つて戦つた健全な労働組合を抑えて、そしてそのことが国内を低賃金にし、日本の資本主義の生産でできたものが国内に売れないやうになるから、對外市場を求めて行く、というところで、それが戦争になつて行く。現在の政策がとられて行くならばアメリカは関税壁がかけられる、中国の市場には手を出していけない、

に、強力な経済的背景によつて起きている。国内市場の狭隘こそ競争に導く大きな元である。例えば現在名古屋その他に行つて経済が不況になつて行きますと、どうにもやれんから武器の生産によつてこの経済の不況を補つて行こうという運動と結び付いて、私は日本を誤らしめる法案にならざるを得ないと思つておられます。何とぞ法務総裁におかれては、日本が過去に犯した資本主義の発展の過程において治安維持法がそのような役割を持つております。私はやはり今日の労働三法の改正にしてもやはり賃金を適当に上げる、そういう賃金を適当な水準に上げる運動を抑圧する運動が国内市場を狭隘にする運動である。このものが必然的に競争に結び付く。これは資本主義の発展を見れば明らかで、この間言論はできるだけ自由にし、そうして適正な賃金を興えて国内市場を広くいたしまして、そうして過度に對外的な経済進出をしなくてもいいような経済基礎を作ることが最も大切なところである。何とぞ木村法務総裁におかれてはこの日本資本主義が會つて治安維持法によつて犯した過失をこの法案によつて再び犯さないようにくれぐれも希望いたします。私は木村法務総裁に對する質問は終ります。

吉河特審局長にお尋ねいたします。私は個人的なことを申し上げましては大変恐縮ですが、會つての東京帝大、今の東京大学で新人会というものができました。日本の進歩的な運動を担われる団体に属された吉河さんが、現在全くそれとは逆な、日本を誤らしめるという法案の指導的な地位について

おられるということについて、私は非常に遺憾に思うわけであり、木村法務総裁のような非常に古くなつた頭とは別に、もつと柔軟性のある吉河さんに対しては、私は非常にこれは問題だと思つて、特に私はあつたときに新人会によつて指導されたやうに健全な民主主義の運動、そうしてあのものが強力に発達しますならば、先に申しましたやうな国内市場を広く用いて行くということによつて日本が急速に對外市場を獲得せんでもよかつたのです。ところが吉河さんの今やつておられる行動というものは、やはり全く逆で、国内市場を狭隘化し、競争にならざるを得ないやうな、中心的な、指導的な役割を果たしておられる。一人の人間にいたしまして、國家にいたしまして、誤謬はあるものです。偉大な民族、或いは聰明な個人というものは、同じ過ちを再び犯さないということが大切なわけなんです。ところが性根もなしに再びそういうやうなことをされようとする。私は非常に吉河氏のために遺憾に思つておられますが、新人会當時に顧みて、現在あなたが持つておられる行動というものは、治安維持法の果したやうなものと、この法は通じないというふうにお考えである。先ずその点をお伺いして、そのあとに吉河氏と資本主義の論争をやりたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。中田委員の仰せられます資本主義論争と申しますか、政治問題につきましては、私がこれこれ御答する立場ではないのであります。すでに法務総裁との御質疑で十分盡きているのではないかと。私といたしましては、先ほど法務総裁がお答えいたしました通り、この法案の建て方は、治安維持法とは根本的に異なる建て方をしておるものである。絶対に思想統制のごとき魔術的なものであると考へておる次第であります。併しながら現実的にこの法案が将来法律となつて運用されます場合におきまして、絶対に濫用の危険はないかと申しますと、これは私としても、絶対にそれは保証をつけかねるのであります。少くとも過去の治安維持法が犯したやうな行き過ぎは絶対にこの法案の運用としてはしないつもりであります。そのためにはあらゆる努力を払つても濫用の防止に努めたいと、かように考へておる次第であります。

○中田吉雄君 私は若し日本が完全な主権を回復しているものでありますならば、或いは局長の申されたやうなこともあり得るかも知れない。併し現在日本は極めて不完全な独立である。それは平和取極が先般結ばれたドイツの置かれた立場と殆んど同じである。そういう点で、今後日本が進まねばならぬ途は國民の意思とは関係なしに、國民の意思に反して強力にアメリカの世政策の一環としての政策が押し進められる。そういうことになりますと、どうしたつて私はやはりやういふ政策を批判する者が取締られて、日本の軍部が誤らしめたものが、他國のやういふ軍部によつて再び過ちが犯される、こういうふうな思ふわけである。特にそういうこの法案は技術的ないろいろな面、例えば伊藤委員が適切に指摘されたやうなこの法体系からの研究と、やはりこの背後に潜むところの、これを組立てられたところの、やは

り世界の外交政策との関連において先ず検討いたしませんと、如何に條文の解釈をいたしても、私はこの法案の全き理解にならないと思つて、どうしても私はこの法案というものは先に申しましたやうな点から、労働組合の運動を抑圧する、そうして低賃金に呻吟せざるを得ないというふうにならざるを得ないと思つておられます。現在において……

○委員長(小野義夫君) ちよつと中田君に注意しますが、ここにおられるかたは政治家ではないのですから、政治論でなく限局を、この破防法に、ここに限局して、もうあなたの時間も一時以上前に前後を通つておつておると思ふのです。ですから、余り広汎な御議論は一つ差控えて頂きたい。

○中田吉雄君 併しやういふ広汎な……、委員長にお伺いしますが、やういふ広汎な連関において先ず考へて、問題の枠を極めてそれからやります……。それは委員長の切なる(笑聲)要請もありましますので、意見長官に質問いたします。この法律というものは私が木村法務総裁と一問一答しましたやうな、國際的な背景を持つものであると考へるわけでありまします。更にこの法案によりましては、いろいろ、それぞれの條項は指摘いたしません、暴力主義的な破壊活動防止するといふ名目で、憲法第二十二條に言つておるやうな集會、結社、或いは二十三條にあるいふやうな自由の自由といふやうなものを、これは明らかに私は拘束いたしました。日本が戦争によつて多大な犠牲を払つて獲得いたしましたあの憲法に違反する條項が極めて多いと思ふ。更にこの団体を罰するといふこと

は、現行刑法の体系からいたしまして、法体系を乱すものである。更に公安調査庁、或いは公安審査委員会等によつて行政処分によつて、裁判権を憲法の二十三條に言われている裁判権を奪われることのないという権利、そういうものとの多くの接触する点を含んでおると思つておられます。佐藤長官とされて、進歩的な、法律に關しておられる長官とされて、やういふやうな点でただ現在の吉田内閣におられるだからというので、やういふ法案に對して現在とつておられるやうな点が、法律家としての良心に恥じるところはないか、やういふ点についてお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 私は法律家と言ひますが、法律屋と申しますか、屋のほうに近いと存じますが、いづれにいたしましては法律に携わる者といひましては、今御推測の通りに良心に従つてこの立案にまあ参画いたしましたと申しますか、お手伝いをいたしましたのであります。今只御指摘のやうないろいろな憲法上の御懸念といふことについては、これは先日來し、この委員會においても出ておるのでございしますが、申し上げるまでもなくこの憲法の基本的自由といふものは、要するに限界のあるものと言はざるを得ない。例へば御承知のフランスの人權宣言におきまして、自由とは他のものを害せざるすべてをなし得るものを言ふといふやうに定義しておるわけでありまします。その限界線といふものは、これは止むを得ないことと考へるわけでありまします。従ひまして先刻來法務総裁の申しておりますやうな、必要止むを得ざる要請、限度、今日の治安を維持する

上において必要止むを得ざる限度というところにおきまして、この限界線をそこに引いたわけでございます。又学問の自由というお言葉がございましたけれども、学問の自由については一切これは関係のないことで全然触れておりません。それから団体を処罰するということのお言葉がございましたけれども、この法律できまつております規制の処分というものは、明白なる将来の危険というものを防ぎますためのいわば行政上の処分でございます。処罰というものでは全然ございません。その点御了解を願いたいと思います。

○中田吉雄君　年若い長官で自由党内閣の下であらうとももう少し氣骨のある御答弁が頂けると思つておりましたので、非常に自由覺色に染んでおられますので、もうこれ以上言つても余り意味がない。

間をとつても恐縮でございますので、これは特審局長ですか……公安審査委員会の設置法案の第四條についてお伺ひいたします。この三つの法案に対して我が党は基本的に対立するものであります。この法案を是認するといいたくありません。私は第四條の、「委員会は、委員長及び委員四名をもつて」、合計五人で構成するという点は、私はこの団体を解散するような措置をとる重大な委員会としては人数が非常に少ないのではないかということを考えるわけであります。それは私が地方行政に所屬いたしまして、これと同じような国家公安委員、或いは自治体の公安委員等の運営を見ましても、これは三名ですか、非常に少なくて、そうして委員

会が本當に強力な運営管理がでない。このことが自治体警察、現行の公安委員制度に対する不信を招いている大きな原因であると思うわけであります。そこで特にこの委員会の運用を見ますと、この委員は九條におきましては「委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が二人にならぬように、兩議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。」ということになつて、まあとにかく二人までは同一政党に属するということになるわけであります。そこでそれと関連いたしまして、この第十一條の「委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。」、こういう規定になつて、私はこういうふうになりますと、同一の政党に属する二人の委員が出て、そうしてもう一人それとは反対の人が出て三人でやれる。仮に委員長がAの党に属し、もう一人の委員がAの党に二人属する、そういうような形態で委員会が選ばれますなら殆んど一方的にやられまして、この委員会というものが、非常に公正な運営に対して、三人で委員会が開けることになつております。Aの党に属する者が委員長と他の委員と二人おつて、そういうときに、そういういたしますと非常にこれは私は問題になると思うわけであります。そういう点で、それとからんで第十三條に「委員会は、その所掌事務について法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公安審査委員会規則を制定することが出来る。」、こういうふうになつて、この委員会の招集規定、その他と

併せて考えないと必ずそういう構成になつて、一つの黨の人が二人いるときでないとし委員会は招集しないというようなことができると思いますすなわちならば、非常に五名の委員では少な過ぎやしないかということ、私は警察の公安委員会制度の多くの調査をいたしまして問題になるのではないかというふうに考えますが、現在公安審査委員会員の規則等もいづれ準備されていると思いますが、そういうことから考えると、この五人制度、それから一つの黨に二人、そういうときはかり開くというようなことがこの会議規則でできるかどうかということになつたら、非常に公平を欠くことになりませんが、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○政府委員（吉河光貞君） お答え申し上げます。公安審査委員会設置法案第四四條の委員会の構成について御質問でございます。この委員の数を、委員長及び委員を何名にしたら最も適切妥當であらうかということにつきまして、いろいろ御議論も立ち得ると考へるのであります。只今中田委員の御議論も極めて御尤もな点の数々もあるように拜承するのであります。私どもといたしましては、一応は人材を広く集めるために、各政党所屬のかたがたからも人材をお迎えしたい。で、お迎えした委員長なり委員は、出身の政党政派にかかわらず公正な御判断を願いたないうふうに考へて、一応委員会は委員長及び委員四名を以て組織するということです。が、なおこの点につきましては、更によく御質問の趣旨を体しまして検討したいと考へております。

○中田吉雄君　とにかく先に申しましたように、三名で開けることになつてゐるのですから、そうして三名で開けるといふことと、一つの党に属する人が二人おつてもいいという、この点から考えまして、非常に不公正な運用がなされる虞れが極めて私は大だと思ふのです。そこで委員会規則ができていますれば、誰が招集権を持つてゐるのかというようになことからんで御質問すればいいわけでありますが、そういうものはまだ試案もできていないのですか。

○政府委員(吉河光貞君)　まだ委員会規則の試案或いは草案というようなものではできておりません。

○羽仁五郎君 関連して意見長官に伺いますが、今中田君が指摘された同一政党からの二名の委員と委員長と三名で委員会が開会されることについて、あなたはそれで良心に恥じないというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 大体委員会の委員の人数をどういうふうにきめるのかということは、これはいろいろと考へて方がございますけれども、大きなメドから申しますというところ、この審議機関と言いますか、そういうものは数が多いほうがよいということと言へるわけでありまして。それから外局的のいわゆる行政委員会と申しますか、審議じやない、むしろ決定をやるというようない機関は、責任の集中ということ等から言いますと、数が少ないほうがいいじやないかという大きな点からの原理と言いますか、そういうものがあるのだらうと思ひます。併しながら、少いと申しましても、やはり三人寄せれば云々というようなこともございますし、更に

もう一人加わつたらもつとよいだろうというようなことで、三人にするがよいのか、これは会計検査院も人事院も三人でございしますが、それにもう二人加えて五人がよいのか、或いは九人がよいのかというようなところは、これはいろいろ／＼考え方がございますが、十人以上ということは私はどうかと思ひますけれども、三、五、七というような数に辺のところは、これはどれでなければならぬというような鉄則は私はないと思ひます。併した、今の前置が非常に長くなりましたが、同一政党云々ということは、まあ政党関係のおかたは全部これから排除して入つて頂かないということにすれば、これは問題ないわけであります。併しながら、それは又門戸を狭くするゆえんであつて、適材であらせられるならばどういふ部門からでもお入り願うということが当然のことだろふと思ひます。それで御承知のように、委員会の関係の設置法の五條で、委員長及び委員は、人格が高潔であつて、団体の規則に關し公正な判断をすることが出来る人、これは国会の両議院のちやんと御認定を得て任命するわけであります。公正な判断をすることが出来る人ということになつております以上は、仮に同じ政党の人が多数あつたつてそれは或いはよいかも知れないというような考え方も成り立ちますけれども、それでは又万一の場合の懸念もございしますから、念を入れて今の同一政党に属するものが三人以上になつては困るという、ここで制限を加えたわけであります。そこで今度のは定足数の問題になるわけでありまふ。定足数と申しますと、本来ならば全員がお集まりになつて全会一致でお

昭和二十七年六月十九日印刷

昭和二十七年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所